

小金井市第5次男女共同参画行動計画
推進状況調査報告書
(平成29年度実績)

平成30年7月

小 金 井 市

はじめに

小金井市では、小金井市第4次男女共同参画行動計画に引き続き「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして」を基本理念とし、平成29年3月に「小金井市第5次男女共同参画行動計画」を策定しました。

この報告書は、平成29年度における各施策の具体的な事業の実績をまとめたものです。

平成30年7月

平成8年12月3日
告示第99号

男女平等都市宣言

私たちは、誰もが人間として尊ばれ、また、自らの個性にあった生き方を自由に選択できる社会を願っています。

そのため、個人の尊厳と両性の平等を基本理念として社会的、文化的、歴史的な性差を排し、職場、家庭、学校、地域などすべての領域での真の平等をめざして、ここに「男女平等都市」を宣言します。

- 1 私たちは、人権を尊重し、互いの性を認め支えあい、いきいきと充実した人生がおくれる男女平等の「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、一人ひとりが共に個性や能力を発揮し、社会のあらゆる分野に男女が共同参画できる「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、男女が共にかげがえのない地球の環境を守り、平和と平等の輪を世界へ広げる「小金井市」をめざします。

目 次

I 第5次男女共同参画行動計画の概要

1	基本理念	1
2	基本目標	2
3	計画の位置付け	3
4	計画の性格	3
5	計画の期間	4
6	施策の体系	5

II 第5次男女共同参画行動計画の推進状況調査（平成29年度実績）

1	推進状況調査の概要	6
2	推進状況調査結果の概要	7
3	推進状況調査結果（事業別一覧）の見方	8
4	推進状況調査結果（事業別一覧）	10

基本目標 I 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

主要課題1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透

施策の方向(1)	人権・男女平等の意識改革の推進	10
施策の方向(2)	男女共同参画の基盤となる人権の尊重	12

主要課題2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進

施策の方向(1)	教育の場における男女平等教育の推進	14
施策の方向(2)	生涯を通じた男女平等教育の推進	14

主要課題3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

施策の方向(1)	暴力の未然防止の意識づくり	16
施策の方向(2)	被害者支援の推進	18
施策の方向(3)	相談・連携体制の整備・充実	18

主要課題4 ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策

施策の方向(1)	ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進	20
----------	--------------------------------	----

主要課題5 生涯を通じた心と身体への健康支援

施策の方向(1)	女性のライフステージに応じた健康づくり	22
施策の方向(2)	性差や年代に応じた心と体の健康づくり	24

主要課題 6	困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	
施策の方向(1)	各家庭の状況等に応じた支援	28
施策の方向(2)	自立した生活への支援	28
基本目標 II	ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす	
主要課題 1	働く場における男女共同参画の推進	
施策の方向(1)	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた環境づくり	30
施策の方向(2)	働く場における男女平等の推進	30
主要課題 2	家庭における男女共同参画の推進	
施策の方向(1)	育児支援体制の整備	32
施策の方向(2)	介護等への支援体制の整備	34
施策の方向(3)	男性の家庭・地域活動への参画促進	34
主要課題 3	女性の活躍と多様な働き方への支援	
施策の方向(1)	女性の就労に関する支援	36
主要課題 4	市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進	
施策の方向(1)	地域づくり活動における男女共同参画の推進	38
基本目標 III	男女共同参画を積極的に推進する	
主要課題 1	政策・方針決定過程への男女の参画	
施策の方向(1)	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	40
主要課題 2	市民参加・協働による男女共同参画の推進	
施策の方向(1)	市民参加・協働による事業展開	40
主要課題 3	推進体制の充実・強化	
施策の方向(1)	市内の男女平等の推進	42
施策の方向(2)	計画の推進体制の強化	42

III 資料

1	行政委員会及び審議会等における女性の割合（平成30年4月1日現在）	44
2	男女共同参画の視点からの表現に係る調査結果（平成29年度）	46

I 第5次男女共同参画行動計画の概要

1 基本理念

人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして

本市がめざすべき男女共同参画社会は、「男女が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、一人ひとりが輝いて生きることができる社会」です。

第4次男女共同参画行動計画では、「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして」を理念に掲げ、特に以下の二つのテーマが重要であるとの認識のもとに、さまざまな取組を進めてきました。

一つめのテーマは「人権尊重」です。暴力のない社会、さらには、女性・男性・子ども・高齢者・障がい者・外国人、その他あらゆる人々の多様性を認め合い、人が人として尊重され、健康を享受し、ともに参画する社会は、男女共同参画社会の実現の基本となるものです。

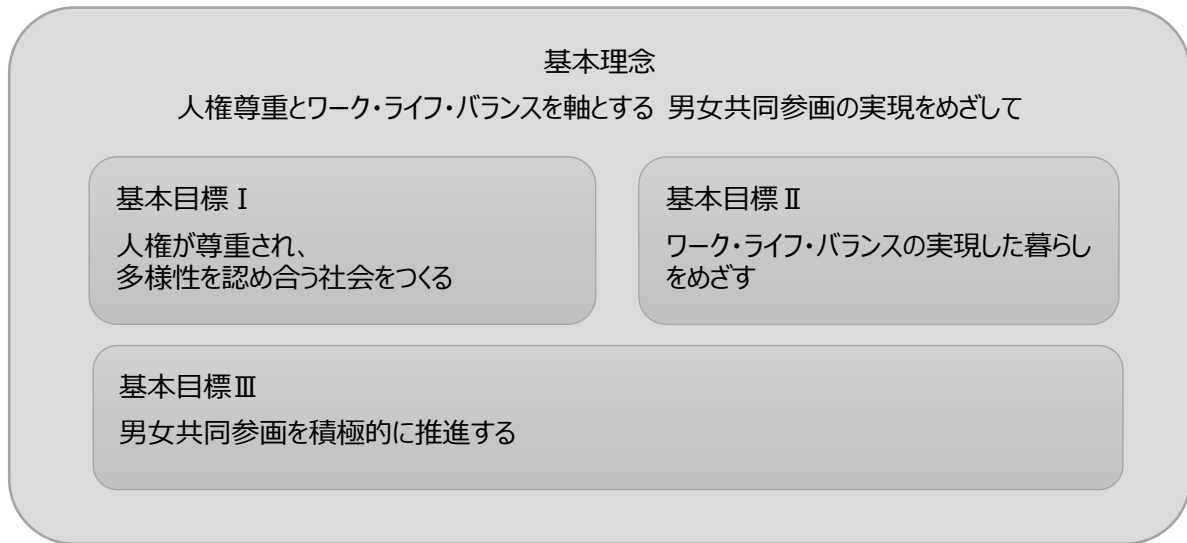
二つめのテーマは「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」です。少子・高齢化、人口減少社会の中で今後も持続可能な社会を築いていくための重要な課題となっています。地域や職場でいきいきと男女が活躍できること、仕事や家事・育児・介護の多重負担を強いられることがないようにすること、また、男性の意識や長時間労働といった男性中心型の労働慣行等を変えていくことなどは、固定的な性別役割分担意識の解消を図る男女共同参画社会の実現に向けて欠かせないものとなります。

個人も、家庭も、地域社会も、この「人権尊重」と「ワーク・ライフ・バランス」に留意しながら、その実現を支える啓発・支援・環境整備等の仕組みをさらに充実し、新しいライフスタイルを創っていくことを通し、意識と実態が伴った男女共同参画社会を形成していくことが必要です。

これらの点を踏まえ、本計画の基本理念は、これまでの計画に引き続き「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして」と定めます。

2 基本目標

本計画の基本理念を具体的に推進していくため、基本目標を以下のとおり定めます。



基本目標Ⅰ 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

人権と多様性が尊重される社会づくりに向け、生涯を通じた男女平等意識の醸成と男女共同参画の学びへの支援や、男女の健康支援、困難を抱えるさまざまな人への支援を進めます。

「小金井市配偶者暴力対策基本計画」に対応したDVの未然防止と被害者の保護・自立に向けた支援の一体的な推進を図るとともに、ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等を含めた男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶するための取組に努めます。

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

男女がともに、仕事、家庭生活、地域活動等、あらゆる分野に参画し、自分らしい生き方に対して主体的な選択を可能にする生活環境をつくります。

「女性活躍推進法」に定められた市町村女性活躍推進計画を取り込み、職業生活における女性の活躍支援、男性中心の労働慣行の変革に向けた意識改革、仕事と家庭の両立を支える保育や介護サービス基盤の充実に取り組みます。

基本目標Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する

市民と行政が強力なパートナーシップのもと、それぞれの立場で男女共同参画を理解し、責任を共有することで、総合的・計画的に男女共同参画を推進します。

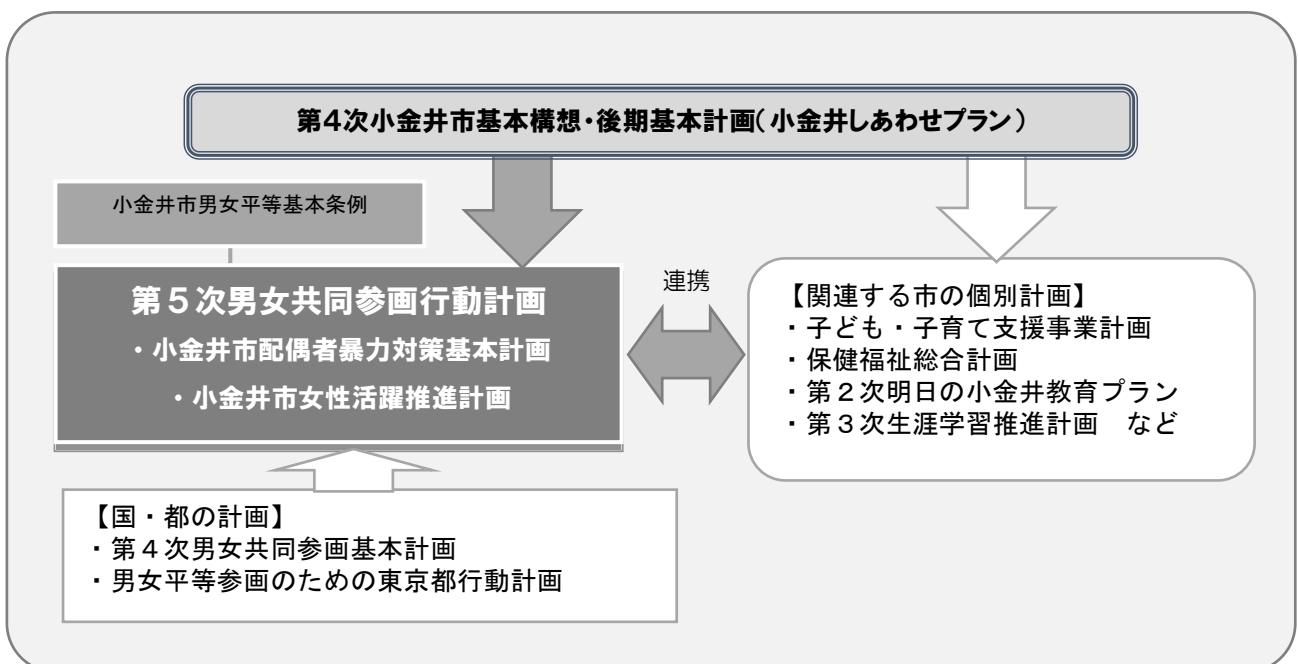
また、小金井市特定事業主行動計画に基づき、市内事業所のモデルとなるよう、庁内の男女共同参画を推進します。

3 計画の位置付け

- ・本計画は、「小金井市男女平等基本条例」第10条第1項に基づく「男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画」です。
- ・本市の第4次小金井市基本構想・後期基本計画（小金井しあわせプラン）における施策の大綱の一つである「豊かな人間性と次世代の夢を育むまち（文化と教育）」の個別計画として策定します。
- ・本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」とします。
- ・本計画の一部は、「DV防止法」第2条の3第3項（DV防止法第28条の2の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に基づく「市町村基本計画」としても位置付けます。
- ・本計画の一部は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」としても位置付けます。

4 計画の性格

- ・本計画は、本市におけるこれまでの取組を引き継ぎ、発展させ、あらゆる分野で男女共同参画を推進していくための計画として、本市が行う施策の基本的な方向や具体的な内容を体系化し明らかにしたものです。
- ・本計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」、東京都の「男女平等参画のための東京都行動計画」の内容を踏まえて策定しています。
- ・本計画は、本市が策定する他の関連計画と連携・調整をはかりながら策定しています。
- ・本計画は、市民意識調査結果、市民懇談会・パブリックコメントによる意見、小金井市男女平等推進審議会の意見等、市民の意見を尊重して策定しています。



5 計画の期間

- ・本計画の期間は、平成 29 年度（2017 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 4 年間とします。ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度等の改正等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

(計画の期間)

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
第 4 次男女共同参画行動計画				第 5 次男女共同参画行動計画			
第 4 次小金井市基本構想							
前期基本計画			後期基本計画				
				(国) 第 4 次男女共同参画基本計画			
(都) 男女平等参画のための東京都行動計画							

6 施策の体系

基本目標	主要課題	施策の方向
I 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる	1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透	(1)人権・男女平等の意識改革の推進 (2)男女共同参画の基盤となる人権の尊重
	2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進	(1)教育の場における男女平等教育の推進 (2)生涯を通じた男女平等教育の推進
	3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 (小金井市配偶者暴力対策基本計画)	(1)暴力の未然防止の意識づくり (2)被害者支援の推進 (3)相談・連携体制の整備・充実
	4 ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策	(1)ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進
	5 生涯を通じた心と身体の健康支援	(1)女性のライフステージに応じた健康づくり (2)性差や年代に応じた心と体の健康づくり
	6 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	(1)各家庭の状況等に応じた支援 (2)自立した生活への支援
II ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす	1 働く場における男女共同参画の推進	(1)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に向けた環境づくり (2)働く場における男女平等の推進
	2 家庭における男女共同参画の推進	(1)育児支援体制の整備 (2)介護等への支援体制の整備 (3)男性の家庭・地域活動への参画促進
	3 女性の活躍と多様な働き方への支援	(1)女性の就労に関する支援
	4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進	(1)地域づくり活動における男女共同参画の推進
III 男女共同参画を積極的に推進する	1 政策・方針決定過程への男女の参画	(1)政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	2 市民参加・協働による男女共同参画の推進	(1)市民参加・協働による事業展開
	3 推進体制の充実・強化	(1)庁内の男女平等の推進 (2)計画の推進体制の強化

Ⅱ 第5次男女共同参画行動計画の推進状況調査（平成29年度実績）

1 推進状況調査の概要

【目的】

第5次男女共同参画行動計画を総合的かつ計画的に推進し、実効性のあるものとするため、事業を検証、評価する。また、小金井市男女平等基本条例第11条でも、男女平等社会の形成の現況及び男女共同参画施策の実施状況についての報告書を毎年、作成し、公表するものとしている。

【調査事業】

第5次男女共同参画行動計画に掲載になっている109事業

基本目標Ⅰ 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる（60事業）

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす（35事業）

基本目標Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する（14事業）

【対象課】

第5次男女共同参画行動計画に掲載になっている21課

企画財政部（2課）：企画政策課、広報秘書課

総務部（3課）：地域安全課、職員課、管財課

市民部（4課）：市民課、コミュニティ文化課、経済課、保険年金課

福祉保健部（4課）：地域福祉課、自立生活支援課、介護福祉課、健康課

子ども家庭部（3課）：子育て支援課、保育課、児童青少年課

学校教育部（2課）：学務課、指導室

生涯学習部（3課）：生涯学習課、図書館、公民館

【調査項目】

○実施内容

○自己評価（対前年度実績）

A＝充実・強化（事業を新たに実施した。または充実した。）

B＝前年度同様（前年度と同様の内容で実施した。）

C＝縮小

D＝未着手（該当事業に取り組まなかった。）

○男女共同参画の視点

（効果があったと思われる男女共同参画の視点を「○」で選択 複数回答可）

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

- ④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
- ⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
- ⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

- 自己評価と効果（達成度）の理由及び前年度比
- 男女共同参画のための今後の課題や推進の方向性

2 推進状況調査結果の概要

この一覧表は、担当課が平成29年度に行った事業に対して、前年度に比べての自己評価結果及び「男女共同参画の視点」に立った評価を実施し、基本目標別に集計したものです。

目 標	事業数		自己評価				効果があったと思われる男女共同参画の視点					
	a	b	A	B	C	D	①	②	③	④	⑤	⑥
基本 目標 I	60事業	99事業	13事業 (13.1%)	83事業 (83.8%)	1事業 (1.0%)	2事業 (2.0%)	37事業 (37.4%)	16事業 (16.2%)	44事業 (44.4%)	53事業 (53.5%)	4事業 (4.0%)	43事業 (43.4%)
基本 目標 II	35事業	54事業	3事業 (5.6%)	51事業 (94.4%)	0事業 (0%)	0事業 (0%)	17事業 (31.5%)	27事業 (50.0%)	31事業 (57.4%)	11事業 (20.4%)	17事業 (31.5%)	13事業 (24.1%)
基本 目標 III	14事業	19事業	5事業 (26.3%)	14事業 (73.7)	0事業 (0%)	0事業 (0%)	10事業 (52.6%)	4事業 (21.1%)	0事業 (0.0%)	0事業 (0.0%)	10事業 (52.6%)	13事業 (68.4%)
計	109事業	172事業	21事業 (12.2%)	148事業 (86.0%)	1事業 (0.6%)	2事業 (1.2%)	64事業 (37.2%)	47事業 (27.3%)	75事業 (43.6%)	64事業 (37.2%)	31事業 (18.0%)	69事業 (40.1%)

※事業数は109事業（上記a欄）ですが、一事業に対して複数課が担当課になっている場合を含めると172事業（上記b欄）あります。

※効果があったと思われる男女共同参画の視点は複数回答可としているため、重複して選択している項目もあります。

※表中の（ ）内の割合（%）は、上記b欄の事業数を基に算出しています。
（小数点第二位を四捨五入）

※効果があったと思われる男女共同参画の視点で割合が高かった視点を で示しています。

3 推進状況調査結果（事業別一覧）の見方

欄外に、「基本目標」、「主要課題」、「施策の方向」、「施策」を記載しています。

担当課が実施した内容を記載しています。

参加者数の記載については、可能な限り男女別の人数を明記し、事業目的の達成感を測る指標の一つとしています。

「番号」「事業名」「事業内容」「担当課」を記載しています。

基本目標 I 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

主要課題1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透

施策の方向(1) 人権・男女平等の意識改革の推進

施策① 人権・男女平等に関する広報・啓発活動の推進

番号	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(1)	人権に関する啓発資料の作成・活用	人権尊重の意識の浸透と定着を図るため、人権に関する啓発資料を作成・活用します。	・人権週間意識啓発事業用リーフレット(市民及び小中学校教職員配布用)の作成 広報秘書課	人権啓発用リーフレット(1,400部)を作成し、小中学校教職員や市民に配布した。
			・「小金井市子どもの権利に関する条例」リーフレット(小学生版・中学生以上版)の作成・配布 児童青少年課	市内公立小・中学校の新生児に全員配布。また、健全育成各地区行事等で配布した。(平成29年度小学生版1,349部、中学生以上版1,049部)
(5)	人権に関する講演会等の開催	人権尊重の意識の浸透と定着を図るため、女性の人権や多様な性への理解などさまざまな人権をテーマに講演会等を開催します。	・人権に関する講演会の開催 広報秘書課	実施なし
			・人権作文発表の実施 広報秘書課	実施なし
			・人権啓発物品の配布 広報秘書課	人権啓発標語入りマグネットマーカー(500個)を作成し、市民に配布した。
(6)	男女共同参画シンポジウムの開催	男女共同参画シンポジウムを開催し、男女共同参画の意識啓発を行います。	企画政策課	クラシック音楽において女性作曲家の活躍を知ってもらうためレクチャーコンサートを実施した。(参加者128名(男性25人、女性103人))
(7)	「こがねいパレット」の開催	男女がともにいきいきと暮らせる社会をめざし、市民実行委員による企画・運営する男女共同参画推進事業「こがねいパレット」を開催します。	企画政策課	市民実行委員の市民参加により、平成29年11月23日に第31回こがねいパレット「地球を歩いて感じた家族のカタチ」を開催した。 参加人数 90人(参加者 女性65人、男性25人) (うち 保育利用者2人 優先席利用者1人) 賛同団体展示 15団体 記録集作成 400部(平成29年3月発行)
(8)	★ 新規事業には事業名に「★」マークを記しています。	に関する啓発を行	企画政策課	市報5月1日号「みんなのひろば」において、「男女平等に配慮した表現とメディアリテラシー」と題した記事を掲載し、メディア・リテラシーの重要性及び人権が尊重され、多様な個性を發揮できるように普及・啓発を促した。
(9)	★ 情報モラル教育の充実	学習指導要領に基づき、児童・生徒に対して男女平等の視点を盛り込んだ情報モラル教育を実施します。	指導室	人権教育プログラムを活用し、人権課題「女性」及び「インターネットによる人権侵害」について、児童・生徒に指導した。

【重点施策】は「番号」欄を網掛けしています。

事業を実施したことにより、「効果があったと思われる男女共同参画の視点」を以下の6項目から選択しています。（複数回答可）

【効果があったと思われる男女共同参画の視点】

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
- ② 仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
- ③ 男女の生活の安定と自立を促す取組
- ④ 課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
- ⑤ 男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

対前年進捗度の自己評価を記載しています。

■ 自己評価（対前年進捗度）について

- A=充実・強化（事業を新たに実施した。または充実した。）
- B=前年度同様（前年度と同様の内容で実施した。）
- C=縮小
- D=未着手（該当事業に取り組まなかった。）

事業を実施していく上での、今後の課題や推進の方向性を記載しています。

事業を実施したことにより、得られた効果や達成度の理由を記載しています。

自己評価(対前年進捗度) ※1	効果があったと思われる男女共同参画の視点(効果視点) ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	前年度と同数のリーフレットを作成・配布した。人権擁護委員と協力し、人権週間等啓発活動の一環として市民に配布することで、人権意識を広く啓発した。	実施内容の充実を図りながら、事業の継続を図る。
B	<input type="radio"/>						子どもの権利に関する条例リーフレットは、性別に関係なく全ての子どもへの健全な成長を保障するための理念条例を周知し、人権尊重の意識の浸透と定着を図るため、配付している。配布先は前年度と同様(前年度比)100%	今後もリーフレットの配布や、ホームページへの掲載などを通じ、子どもの権利に対する理解促進を図っていく。
D							集客が伸びない状況が続いたことから、例年の実施内容を見直す必要があったことに加え、人権擁護委員の改選により、中心的役割を担ってこられた方が退任したこともあり、29年度の実施は見送り、次年度以降の実施に向けて検討をすることとした。	これまでは人権擁護委員本人等内部の講師による講演を実施していたが、都の補助金を活用することで、外部講師による講演会を実施し、事業の充実と継続を図る。
D							26・27年度の人権講演会において、集客効果を期待して人権作文コンテスト受賞者の表彰及び発表を合わせて実施したが、期待した結果が得られなかったことと、受賞者は東京都大会にて表彰及び発表の機会があることに加え、作文の内容によっては、市内という限られた区域での発表は個人情報保護の観点から相応しくないケースも想定されることから、29年度以降は実施しないこととした。	左記の理由により、今後は実施しない。
B	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	前年度と同数の啓発物品を作成・配布した。人権擁護委員と協議の上、より市民の興味を引く物品を選択し、人権週間等啓発活動の一環として市民に配布することで、人権意識を広く啓発した。	実施内容の充実を図りながら、事業の継続を図る。
A	<input type="radio"/>						クラシック音楽において女性作曲家の存在が知られてこなかったことなどの解説を通して男女平等の必要性について知ってもらう事ができた。昨年度同様の会場規模で実施し、女性作曲家の解説に著名な演奏家の演奏を加えたことで参加者が増加した。(前年度比)H28は68人→H29は128人(60人増加)	男女共同参画を推進するためのイベントであることを知ってもらうことや、参加者比率で女性が多いため、男女ともに偏りを少なくするよう、内容やパンフレットの表現をわかりやすするなど取組みを行っていく。
A	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				9名の市民実行委員による企画運営を通して、市民実行委員が男女共同参画に関する理解促進と、こがねいパレットをとおして、参加者に男女共同参画の啓発を行った。参加人数は会場の定員100%であるが、男性の参加者は前年比125%と向上し、アンケートでは92.3%の参加者が講演内容についてよかったと回答であった。	市民実行委員による毎年異なるテーマのこがねいパレットを開催し、実行委員と参加者へ男女共同参画の啓発を行っていく。
B	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>	昨年と同様に市報5/1号に「男女平等に配慮した表現とメディアリテラシー」についての記事を掲載した。人権尊重・男女平等意識の普及・浸透につなげた。	男女の性差別、偏見の助長、固定的な考えを防止するため、引き続き市報を活用し広く市民に普及・啓発を図っていく。
B	<input type="radio"/>						人権教育プログラムを活用した指導が行われた。	児童・生徒への指導を継続し、男女平等教育についての正しい理解を図っていく。

4 推進状況調査結果(事業別一覧)

基本目標Ⅰ 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

主要課題1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透

施策の方向(1) 人権・男女平等の意識改革の推進

施策① 人権・男女平等に関する広報・啓発活動の推進

※1 自己評価(対前年進捗度)

A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C=縮小

D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	
(1)	人権に関する啓発資料の作成・活用	人権尊重の意識の浸透と定着を図るため、人権に関する啓発資料を作成・活用します。	・人権週間意識啓発事業用リーフレット(市民及び小中学校教職員配布用)の作成	広報秘書課	人権啓発用リーフレット(1,400部)を作成し、小中学校教職員や市民に配布した。
			・「小金井市子どもの権利に関する条例」リーフレット(小学生版・中学生以上版)の作成・配布	児童青少年課	市内公立小・中学校の新入生に全員配布。また、健全育成各地区行事等で配布した。(平成29年度小学生版1,349部、中学生以上版1,049部)
(2)	男女平等に関する各種啓発資料の作成・活用	男女平等都市宣言・男女平等基本条例など、男女共同参画に関する理解促進を図るため、各種啓発資料を作成・活用します。	・情報誌「かたらい」、「こがねいパレット」記録集の発行・配布	企画政策課	・「かたらい」46・47号配布先 東京都、区市町、医師会会員、歯科医師会会員、学校、市施設等 計396箇所 ・こがねいパレット記録集配布先 東京都、区市町、医師会会員、学校、市施設等 計179箇所
			・新成人向け啓発資料の作成・配布	企画政策課	「人として平等な社会をめざして」として、2ページに掲載 内容:女性総合相談等、DV、デートDVについて、こがねいパレット・かたらい事業、ワーク・ライフ・バランス、男女平等都市宣言 配布部数 740部
			・男女共同参画シンポジウム等を通じた男女平等基本条例等の周知	企画政策課	レクチャーコンサートと、こがねいパレットで、男女平等都市宣言資料を配布した。 こがねいパレット記録集の裏表紙に男女平等都市宣言を掲載した。
(3)	人権・男女平等に関する図書・資料の収集と活用	人権・男女平等に関する図書や関係資料の収集に努めます。また、収集した図書や関係資料の貸し出し・閲覧など活用を図ります。	・女性談話室における各種資料の配架	企画政策課	男女平等に関する図書の購入(女性情報、We learn、女性展望)や収集(共同参画、とうきょうの労働、その他資料)を行った。
			・男女共同参画週間に合わせた図書館におけるテーマ図書の展示等	図書館	人権・男女平等に関する図書類や関係資料の収集に努めたほか、男女共同参画週間に合わせてテーマ図書の展示を行った。
(4)	情報誌「かたらい」の発行・周知	市民編集委員の参加による男女共同参画情報誌「かたらい」を発行し、市施設や市内医療機関等で配布するなど広く周知します。		企画政策課	市民編集員3人の協力を得て、かたらい46号と47号を発行した。 発行部数:各2,600部 内容:特別企画「国際比較・小金井ではたらく等 46号 特別企画「多様な働き方としてのテレワーク」 47号 特別企画「モラル・ハラスメントを考える」

施策② 人権・男女平等に関する講演会等の開催【重点施策】

(5)	人権に関する講演会等の開催	人権尊重の意識の浸透と定着を図るため、女性の人権や多様な性への理解などさまざまな人権をテーマに講演会等を開催します。	・人権に関する講演会の開催	広報秘書課	実施なし
			・人権作文発表の実施	広報秘書課	実施なし
			・人権啓発物品の配布	広報秘書課	人権啓発標語入りマグネットマーカー(500個)を作成し、市民に配布した。
(6)	男女共同参画シンポジウムの開催	男女共同参画シンポジウムを開催し、男女共同参画の意識啓発を行います。		企画政策課	クラシック音楽において女性作曲家の活躍を知ってもらうためレクチャーコンサートを実施した。(参加者128名(男性25人、女性103人))
(7)	「こがねいパレット」の開催	男女がともにいきいきと暮らせる社会をめざし、市民実行委員による企画・運営する男女共同参画推進事業「こがねいパレット」を開催します。		企画政策課	市民実行委員の市民参加により、平成29年11月23日に第31回こがねいパレット「地球を歩いて感じた家族のカタチ」を開催した。 参加人数 90人(参加者 女性65人、男性25人) (うち 保育利用者2人 優先席利用者1人) 賛同団体展示 15団体 記録集作成 400部(平成年3月発行)

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B	○			○		○	前年度と同数のリーフレットを作成・配布した。人権擁護委員と協力し、人権週間等啓発活動の一環として市民に配布することで、人権意識を広く啓発した。	実施内容の充実を図りながら、事業の継続を図る。
B	○						子どもの権利に関する条例リーフレットは、性別に関係なく全ての子どもへの健全な成長を保障するための理念条例を周知し、人権尊重の意識の浸透と定着を図るため、配付している。配布先は前年度と同様(前年度比)100%	今後もリーフレットの配布や、ホームページへの掲載などを通じ、子どもの権利に対する理解促進を図っていく。
B	○	○		○		○	「かたらい」や「こがねいパレット」記録集は、男女平等意識の啓発や男女共同参画を推進するため、毎回様々な視点を取上げ、周知を図っている。「かたらい」は46号で多様な働き方、47号はDV等についてを特集した。「こがねいパレット」は、男女平等意識や多様性を中心とした講演内容と、男女共同参画に賛同する団体の活動を紹介し、団体への記録集を配布を通して周知を拡げている。配布先は前年度と同様(前年度比)100%	今後も情報誌及び啓発資料の作成・配布、市報及び市ホームページへ掲載し、男女共同参画の理解促進を図っていく。また、男女共同参画への理解を進めるため、配布や配架など周知方法や周知の機会を増やしていく。
A	○	○		○		○	ワーク・ライフ・バランスについて追加し、親しみやすいよう職員が作成したイラストを入れた。男女平等都市宣言、DV等、ワーク・ライフ・バランスを掲載し周知を図る。他課と連携し冊子を作成し、生涯学習課の協力を得て配布している。(前年度比)配布回数 100%	今後も情報誌及び啓発資料の作成を継続し、新成人への周知を図るとともに、市報及び市ホームページへ掲載し、男女共同参画の理解促進を図っていく。
A	○						新たに、こがねいパレットで配布資料に追加した。男女平等都市宣言、DV等、ワーク・ライフ・バランスを掲載し周知を図った。	今後も周知を進めるため、情報誌や啓発資料を市報及び市ホームページへ掲載し、男女共同参画の理解促進を図っていく。また、男女共同参画への理解を進めるため、配布や配架など周知方法や周知の機会を検討していく。
B	○	○					女性談話室に男女平等に関する図書や冊子、また講座等の資料を配架し市民が男女共同参画への情報を提供した。	引き続き女性談話室への資料の配架を行い、いつでも市民が閲覧でき、資料等の活用ができる環境により、男女共同参画の広報・啓発を進めていく。
A	○					○	誰でも利用できる図書館においては、関係資料の閲覧貸出しが可能であるほか、男女共同参画週間に合わせてテーマ図書の展示を行い、来館者に男女共同参画の意識の啓発を行った。	今後も、人権・男女平等の資料の収集に努めるとともに、男女共同参画週間に合わせて、テーマ図書展示等も行い、資料の活用にも努める。
B	○	○		○			年2回市民編集委員と職員がインタビュー等により情報誌を発行した。46号はテレワークを導入した企業へ取材し、仕事と家庭を両立しながらの働き方についてについて、47号では、弁護士に取材し、モラル・ハラスメントの特徴や状況、また支援について掲載し理解の促進を図った。(前年度比)発行回数 前年度同様 2回	「かたらい」を周知し情報として発信していくために、引き続き市報やホームページなどを通して情報提供を行っていく。H30年度は創刊30周年であるため、記念号を発行しより周知に努めていく。

D							集客が伸びない状況が続いたことから、例年の実施内容を見直す必要があったことに加え、人権擁護委員の改選により、中心的役割を担ってこられた方が退任したこともあり、29年度の実施は見送り、次年度以降の実施に向けて検討をすることとした。	これまでは人権擁護委員本人等内部の講師による講演を実施していたが、都の補助金を活用することで、外部講師による講演会を実施し、事業の充実と継続を図る。
D							26・27年度の人権講演会において、集客効果を期待して人権作文コンテスト受賞者の表彰及び発表を合わせて実施したが、期待した結果が得られなかったこと、受賞者は東京都大会にて表彰及び発表の機会があることに加え、作文の内容によっては、市内という限られた区域での発表は個人情報保護の観点から相応しくないケースも想定されることから、29年度以降は実施しないこととした。	左記の理由により、今後は実施しない。
B	○			○		○	前年度と同数の啓発物品を作成・配布した。人権擁護委員と協議の上、より市民の興味を引く物品を選択し、人権週間等啓発活動の一環として市民に配布することで、人権意識を広く啓発した。	実施内容の充実を図りながら、事業の継続を図る。
A	○						クラシック音楽において女性作曲家の存在が知られてこなかったことなどの解説を通して男女平等の必要性について知ってもらう事ができた。昨年度同様の会場規模で実施し、女性作曲家の解説に著名な演奏家の演奏を加えたことで参加者が増加した。(前年度比)H28は68人→H29は128人(60人増加)	男女共同参画を推進するためのイベントであることを知ってもらうことや、参加者比率で女性が多いため、男女ともに偏りを少なくするよう、内容やパンフレットの表現をわかりやすするなど取組みを行っていく。
A	○	○	○				9名の市民実行委員による企画運営を通して、市民実行委員が男女共同参画に関する理解促進と、こがねいパレットをとおして、参加者に男女共同参画の啓発を行った。参加人数は会場の定員100%であるが、男性の参加者は前年比125%と向上し、アンケートでは92.3%の参加者が講演内容についてよかったと回答であった。	市民実行委員による毎年異なるテーマのこがねいパレットを開催し、実行委員と参加者へ男女共同参画の啓発を行っていく。

※1 自己評価(対前年進捗度)

A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C=縮小

D=未着手(該当事業に取り組まなかった。)

施策の方向(2) 男女共同参画の基盤となる人権の尊重

施策① メディア・刊行物等への配慮

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	
(8)	メディア・リテラシーに関する普及・啓発	市報などを通じて広く市民にメディア・リテラシーに関する啓発を行い、人権尊重と性差別防止を図ります。	企画政策課	市報5月1日号「みんなのひろば」において、「男女平等に配慮した表現とメディアリテラシー」と題した記事を掲載し、メディア・リテラシーの重要性及び人権が尊重され、多様な個性を発揮できるように普及・啓発を促した。	
(9)	★情報モラル教育の充実	学習指導要領に基づき、児童・生徒に対して男女平等の視点を盛り込んだ情報モラル教育を実施します。	指導室	人権教育プログラムを活用し、人権課題「女性」及び「インターネットによる人権侵害」について、児童・生徒に指導した。	
(10)	表現ガイドラインの周知と活用	「男女共同参画の視点からの表現の手引き」を周知するとともに、市が発行する刊行物等での適切な表現を使用することを促します。	・市ホームページにおける手引きの周知	企画政策課	男女共同参画の視点を意識してもらうため、「男女共同参画の視点からの表現の手引き」を市ホームページに掲載し周知を図った。
			・職員研修等庁内における手引きの周知	企画政策課	庁内の新任研修において「男女共同参画の視点からの表現の手引き」により市刊行物への適切な言葉や表現の使用について説明を行った。
			・男女平等の視点を取り入れ、男女のバランスに配慮した市報等の発行	広報秘書課	市報等にイラストや写真を掲載する際、男女平等の視点を取り入れる。 月2回、1日・15日に発行。 平成29年度は1,549,570部発行 (平成29年4月15日号～平成30年4月1日号)

施策② 人権尊重における相談対応の充実

(11)	男女平等に関する苦情・相談の受付	男女平等に関する苦情処理窓口の設置により、男女平等を阻害する苦情、相談に対応します。	企画政策課	・市報(年2回)及びホームページに男女平等に関する「苦情」・「相談」の窓口等の情報について掲載した。 ・市報にて男女平等に関する苦情処理のしくみを図解でわかりやすく周知した。 ・専門知識のある男女平等苦情処理委員が苦情処理を行うことができる体制を整えた。	
(12)	人権侵害等に対する相談の実施	性による差別を含む人権侵害を始め、市民の苦情・相談を幅広く受け付け、人権問題の解決等に努めます。	・人権・身の上相談、市民相談	広報秘書課	人権・身の上相談14回21件 市民相談 245回1,333件
			・女性総合相談	企画政策課	生活を営む中で直面している様々な悩みについて、専門の女性カウンセラーによる相談の場を提供し、ひとりで悩むことなく相談を通して解決方法を見出していけるように助言等を行った。

施策③ 多文化共生のまちづくり

(13)	外国人相談の実施	市内に居住する外国人の日常生活に関する相談・情報提供など、専門の相談員による外国人相談を実施します。	広報秘書課	外国人相談1回1件	
(14)	人権・平和に関する講演会等の開催	人権・平和に関する映画会や講演会等を開催します。さまざまな視点から市民により広く周知、啓発していくことで、多文化共生への理解を図ります。	広報秘書課	非核平和映画会「日本のいちばん長い日」上映 参加者83名(男44名、女39名) 原爆写真パネル展 参加者360名(男190名、女170名) 横断幕掲出(市内5か所)7/12～8/15 原爆死没者への黙とう 平和行事参加の旅 参加者5名(男1名、女4名) 第12回平和講演会 参加者13名(男5名、女8名) 小金井平和の日記念行事 参加者168名	
(15)	国際理解教育の推進	市内小・中学校において、留学生や地域に住む多様な文化や習慣を持つ外国人との交流活動を実施します。	指導室	留学生や地域に住む多様な文化や習慣を持つ外国人との交流活動を実施した。2校で実施した。	
(16)	在住外国人との交流の推進	多文化共生社会への理解を深めるため、外国籍市民との各種国際交流事業や公民館を活用した学びにおける国際交流事業を実施します。	・日本語スピーチコンテスト、うどん打ち体験会等	コミュニティ文化課	国際交流として、昨年までと同様に日本語スピーチコンテスト(参加者52人)・うどん打ち体験会(30人)・子ども国際交流フットサル大会(参加者115人)・「外国人おもてなし語学ボランティア」育成講座を2回開催した(第1回参加者26人、第2回参加者33人)。
			・生活日本語教室、国際理解講座等	公民館	○青年国際交流事業「生活日本語教室」年間45回、延べ参加者1,544人 ○国際交流事業「ワインが誕生した国モルドバ共和国」4回、受講者数36人(男性11人、女性25人)、延べ参加者117人

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B	○					○	昨年と同様に市報5/1号に「男女平等に配慮した表現とメディアリテラシー」についての記事を掲載した。人権尊重・男女平等意識の普及・浸透につなげた。	男女の性差別、偏見の助長、固定的な考えを防止するため、引き続き市報を活用し広く市民に普及・啓発を図っていく。
B	○						人権教育プログラムを活用した指導が行われた。	児童・生徒への指導を継続し、男女平等教育についての正しい理解を図っていく。
B	○					○	男女共同参画の視点からの表現に係る調査から、ほぼ全ての課で適切な表現が用いられているという結果が得られた。(P46ページ掲載)	今後も全庁的に適切な表現を用いるように継続して周知、活用していく。
B	○					○	昨年と同様に新入職員に対し、市刊行物への適切な言葉や表現の使用について研修を行った。	全庁的に市刊行物に適切な言葉や表現を用いていくように継続して周知を図り、ガイドラインの活用を進めていく。
B	○						特段指定のあるものを除き、男女のバランスのとれたイラスト・写真を掲載することができた。	掲載内容の充実を図りながら、事業の継続を図る。

B						○	・苦情処理窓口の周知を行った。 ・男女平等に関する「苦情」・「相談」があった際に、適切に対応できる体制を整えた。	市民の苦情・相談の窓口について市報やホームページ等を通して周知を継続し、公平に適切かつ迅速に処理できる体制を維持していく。
B		○	○	○		○	相談事業を通じて個々の人権問題解決に寄与することにより、人権意識の育成につながったと考える。 (前年度比) 人権・身の上相談 14回26件→14回21件 市民相談 243回1,461件→ 245回1,333件	実施内容の充実を図りながら、事業の継続を図る。
A						○	女性総合相談の中で、人権侵害等に関する内容についてはパンフレット等を配布し適切な相談機関の紹介を行うことができるように努めた。 平成29年度から毎週金曜日だけでなく毎月1回(原則木曜日)も相談日とし、相談日を増やした。 相談日の増加により相談件数も前年度比120%と増加した。	市報・市ホームページ及びDV相談カードや刊行物等とおし、できるだけ多くの方が利用できるように女性総合相談の周知を行っていく。

B			○	○		○	専門相談による外国人の日常生活等のサポートを通じて、多文化共生に寄与できたと考える。 (前年度比) 0件→1件	実施内容の充実を図りながら、事業の継続を図る。
B	○					○	様々な事業を通じ、人権尊重や平和の尊さについて啓発することができた。	実施内容の充実を図りながら、事業の継続を図る。
C	○						実施校が3校から2校に減少した。	実施校の状況を全校に周知し、広めていく。
B	○						国際交流及び国際理解を推進する事業を実施し、市民の人権意識の醸成につなげることができた。参加者の前年度比は日本語スピーチコンテストが106%・うどん打ち体験会が88%・こども国際交流フットサル大会が140%・「外国人おもてなし語学ボランティア」育成講座が59%となった。	参加者アンケートからも各事業の継続を求める声が多く、今後も同事業の充実を図りたい。
A			○			○	外国人の男女が日常生活に必要な日本語の習得支援を行った。気軽に参加可能な場を提供し国際交流の推進と異文化へ触れる機会が作れた。 (前年度比) 生活日本語教室 延べ参加者数153% 国際交流事業 延べ参加者数137%	引き続き日常生活に必要な日本語の学習や各種イベントを開催し、公民館を活用した国際交流事業を継続して実施する。

※1 自己評価(対前年進捗度)
 A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
 B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
 C=縮小
 D=未着手(該当事業に取り組まなかった。)

主要課題2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進
 施策の方向(1) 教育の場における男女平等教育の推進
 施策① 幼少期や学校教育における男女平等教育・学習の推進

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(17)	保育・教育関係者に対する研修の充実	保育園及び小・中学校に勤務する職員を対象に、人権、男女平等・男女共同参画に関する研修を実施します。	職員課	平成26年度の新任研修から男女共同参画の科目を新設し、新入職員向けの研修を実施している。また、毎年度、市町村職員研修所で開催している男女共同参画形成研修に入所2年目の職員を派遣している。
			指導室	小・中学校に勤務する職員を対象に研修を実施した。初任者研修会25人、人権教育推進委員会14人
(18)	男女平等の視点に立った学校教育の推進	小・中学校における学校活動の中で、男女平等の趣旨を踏まえた人権教育等を推進します。	指導室	各校の人権教育を推進する教員に対して研修を実施した。14人×4回
			指導室	固定的な性別役割分担にとらわれずに個性と能力を伸ばすとともに、主体的に進路を選択するための望ましい勤労観・職業観の育成を行った。
			指導室	固定的な性別役割分担にとらわれずに個性と能力を伸ばすとともに、能力・適正を生かした進路指導を行った。

施策の方向(2) 生涯を通じた男女平等教育の推進
 施策① 家庭における教育・学習の推進

(19)	両親学級の充実	妊娠、出産、育児に関する知識の普及、地域の友だち作りへの支援として、妊婦とそのパートナーを対象とした両親学級を開催します。	・平日コース及び土曜日コースの実施	健康課	両親学級 平成29年度実績 実施回数:平日3日コース(年4回)・土曜2日コース(年6回) 平日3日コース:参加実人数62人【女性:43人、男性19人】 土曜2日コース:参加実人数357人【女性:182人、男性175人】
(20)	エンジェル教室・カルガモ教室の開催	育児上の不安の解消・軽減を目的として、育児知識・育児情報の提供、親子で友だち作りへの支援を主眼としたエンジェル教室・カルガモ教室を開催します。		子育て支援課	エンジェル教室 年24回(2日間コース) 参加者 保護者 462人 子ども 460人 カルガモ教室 年12回 参加者 保護者139人 子ども140人
(21)	家庭教育学級の開催	保護者と子どもがともに学習するための場として、市立小中学校のPTA連合会に運営を委託して、家庭教育学級を実施します。		生涯学習課	各小中学校PTAに委託し、家庭教育学級を実施した。小中学校全14校において、性別にとらわれない家庭環境づくりや家庭教育の諸問題、子どもの健康、遊び、文化等についてのテーマをもとに企画し、「CAP(子どもへの暴力防止)講座」や「AI社会における生きる力とは何か」等を実施した。

施策② 地域・社会における教育・学習の推進

(22)	人権尊重・男女平等の視点を踏まえた各種講座の実施	地域において、人権尊重・男女平等の視点を踏まえたさまざまな講座や学習機会を提供します。		公民館	○障害者青年学級「みんなの会」年間25回、学級生51人(男性24人、女性27人)、延べ参加者805人 ○男女共同参画講座「女性のための働き方講座」3回、延べ参加者35人 ○「認知症カフェ」23回、延べ参加者311人(男性45人、女性266人)
(23)	男女共同参画に関する講座等の開催支援	市民や市内を中心に活動している団体が、企画・主催する男女共同参画に関する学習会や講座の開催を支援します。	・市職員派遣による出前講座	生涯学習課	市民の方が主催する学習会などに、要請に応じて市役所職員等が出向き説明をする「出前講座」を28回実施。男女共同参画の講座も準備している。
			・市民がつくる自主講座(男女共同参画部門)の開催	公民館	「子育て山あり谷ありーきれいごとじゃない! その時どうする?」2回、延べ参加者36人(男性0人、女性36人) 「もっと知りたい! 小金井での子育て」2回、19人(男性0人、女性19人) 「女性のいま、ここから講座ー学び&ボディワークでこころとからだをととのえる」3回、延べ参加者43人(男性1人、女性42人) 「子どもは遊びが主食ですー子どもの遊び場・居場所を考える」2回、延べ参加者51人(男性8人、女性43人) 「「特別の教科 道徳」ってなあに? ~人権と差別から考える道徳教育」1回、参加者30人(男性10人、女性20人) 「子どもとカラダ」5回、延べ参加者162人(男性0人、女性162人) 「育児は育自、教育は共育」5回、延べ参加者61人(男性6人、女性56人)

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B	○						男女共同参画の意識向上を図るため、新入職員29名に対し新任研修を行い、また、2年目職員23名を市町村職員研修所へ派遣し、理解を深めた。	今後も研修を継続していくとともに、時代背景に合わせた研修内容となるように適宜検討していく。
B	○						研修会を通して教員の意識の向上が図られた。 (前年度比) 初任者研修参加数 51人→25人 人権教育推進委員会参加者 前年同数	研修への参加を促し、男女平等教育についての正しい理解を図っていく。
B	○						研修会を通して教員の意識の向上が図られた。 (前年度比) 人権教育推進委員会 前年同回数	引き続き研修会を開催し、男女平等教育についての正しい理解を図っていく。
B	○						固定的な性別役割分担にとらわれない勤労観・職業観の育成を行った。	性別にとらわれることなく、能力・適正を生かした適切な指導の充実を図る。
B	○						固定的な性別役割分担にとらわれない進路指導を行った。	性別にとらわれることなく、能力・適正を生かした適切な指導の充実を図る。

B	○	○	○				前年度に比べ参加者は59人増加。特に、土曜日コースにおいては、妊婦に対するパートナーの参加率は96%となっている。	ニーズの高い土曜日コースの定員拡充を図り、両親で参加しやすい環境を整える。 また、家庭において、共に子育てに関わっていけるよう支援する。
B	○		○				親子遊び、保護者同士の交流や情報の提供、育児に必要な知識の普及等を図り、家庭で安心して子育てができる環境づくりにつながった。 (前年度比)約1割の減。	教室については予約開始とともにいっぱいになるニーズの高い事業であるため、今後も継続実施する。
B	○					○	家庭教育学級を実施することにより、家庭と学校・地域が密接な連携を保ちつつ、児童・生徒のより良い教育環境づくりと人間性豊かな子どもの育成を図ることができた。	今後も保護者、学校、地域の方の協力を得ながら、事業の実施に向け取り組んでいく。

B	○	○	○	○		○	男女平等、人権意識、差別解消を育む学習の場の提供が図られた。 (前年度比) みんなの会 延べ参加者数85% 男女共同参画講座 延べ参加者数46% 認知症カフェ 延べ参加者数112%	今後も継続して実施する。
B	○					○	前年に比べ、実施回数は増えたものの、内容自体はさほど変化がなかった。 (前年度比) 出前講座実施回数 20回→28回	市報等でPR等を行い、学習の場の提供等を引き続き行う。
B	○	○	○	○	○		市民の企画による多種多様な講座が実施できた。過去にこの講座を受講した方が、次は企画側で参加する等、当講座を通じて市民同士での学びあいの輪を広げることにも貢献できた。 (前年度比) 延べ講座回数 95% 延べ参加者数 98%	当講座の趣旨を広く市民に周知するため、説明会は複数回実施した。今後とも目的に沿った講座となるよう継続して支援していく。

※1 自己評価(対前年進捗度)

A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C=縮小

D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

主要課題3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

施策の方向(1) 暴力の未然防止の意識づくり

施策① DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(24)	DVの防止に向けた啓発と情報提供	DV相談カードの配布や市報・市ホームページ、刊行物などによるDVの防止に向けた啓発と相談窓口に関する情報提供を行います。	企画政策課	市施設でのDV相談カードの配架 DV防止普及啓発パネル展等での配布 市報・市ホームページ・男女共同参画情報誌「かたらい」等において、DV被害の相談先の周知及びDV防止啓発の行った。
			企画政策課	市役所第二庁舎において「DV防止普及啓発パネル展」を開催した。 DV防止普及啓発パネルの設置や国、都、市などで作成しているポスターやリーフレットの展示・配布を行った。
(25)	医療機関・関係機関への情報提供の充実	医療機関等に通報義務について周知するとともに、DV相談カード等を配付し、相談窓口の周知・情報提供を行います。	企画政策課	医療機関等にDV相談カード等を配布し、相談窓口の周知・情報提供を行った。 小金井市医師会 各医療機関各3枚 民生委員・児童委員 各1枚
(26)	健診事業や児童虐待防止対策を通じた早期発見	各種健診、訪問・相談事業などさまざまな機会を捉え、迅速に対処できるよう、要保護児童対策地域協議会など関係機関と連携した早期発見・情報提供に努めます。	健康課	妊婦面談【新規】平成29年度実績 639人 月平均妊婦面談率69.9%(妊婦面談月平均:63.9人、妊娠届月平均93.4人) 乳児家庭全戸訪問事業で指導員等が家庭訪問した際や乳幼児健診で、アンケートの実施や聞き取りを行った。支援が必要な事案については関係機関と連携し支援方針の検討を実施。 平成29年度実績 新生児訪問実件数:958件(多胎児は1件、里先訪問実件数含む) 乳児訪問実件数:40件 幼児訪問実件数:30件 個別継続支援実施延べ数:292件
			子育て支援課	要保護児童対策地域協議会の開催 代表者会議年1回、実務者会議年4回、 個別ケース会議年58回、 要保護児童対策地域協議会研修会年1回 健康課主催個別支援検討会議への出席年12回

施策② 若い世代への啓発・教育の推進【重点施策】

(27)	小中学校での人権教育の推進	市内小・中学校において、人権教育プログラムを活用し、暴力の未然防止の意識づくりを推進します。	指導室	人権教育プログラムを活用し、人権課題「ハラスメント」について、児童・生徒に指導した。
(28)	デートDV防止対策の充実	デートDVの防止に向けた啓発と相談窓口に関する情報提供を行います。また、若年層に向けた啓発強化に努めます。	企画政策課	「知っておきたいデートDV」、「DVを知らなきゃDVをなくせない」及び「DVチェックシート」を市ホームページ及び市報で紹介した。
			企画政策課	4課(企画政策課・経済課・保険年金課・選挙管理事務局)で発行している「新成人のみなさんへ」を配布 発行部数:740部

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B	○		○	○		○	DV相談カードを配布しDV等被害者へ相談先の周知を図った。また、市報・市ホームページ・刊行物を利用してDV防止と、人権問題であることを市民に広く周知した。	DV防止及びDV被害者の支援のため、引き続き周知・啓発を行っていく。
B	○		○	○		○	市役所第二庁舎で「DV防止普及啓発パネル展」を実施し、来庁者及び市職員に対しDVへの周知やDV防止の啓発を行った。	「DV防止普及啓発パネル展」を開催を継続し、引き続きDVの理解、DV防止の啓発を行っていく。
B				○		○	医療機関等との連携を図ることにより、DVの防止に向けた啓発と窓口の周知を行った。 配布枚数は前年度とほぼ同数であった。	DVの早期発見のため、今後も継続して医療機関・関係機関との連携を図っていく。
A				○		○	妊娠中に面談を行うことで早期に専門職支援につながりひいては虐待防止につながる。	早期発見・支援・関係機関との連携とともに健診未受診・妊婦未面談へのアプローチを行い把握フォローの充実を図る。
B				○		○	要対協を中心に各種会議を開催し、児童虐待防止に関する各機関の共通認識や周知を図り、連携を密にして早期発見や支援などを実施することができた。実務者会議では死亡事例検証報告の事例を用い、児童虐待への対応や考え方について深めることができた。 (前年度比) 個別ケース会議は5割増。他は前年度同様	要保護児童対策地域協議会の場を利用し、児童虐待防止のための各機関の役割や機能の理解を深め、各機関が主体的に対応ができるよう、日々の関わりの中で密な連携や、共通の認識をもち対応ができるよう事例検討をする。

B	○						人権教育プログラムを活用した指導が行われた。	児童・生徒へ人権教育を継続して行い、人権についての正しい理解を図っていく。
B				○		○	市報及び市ホームページをとおして、デートDVの防止及び相談窓口の情報提供を行い周知した。	デートDVの防止、早期発見及び被害者支援に向け、今後も継続して資料を活用し市民に広く周知していく。
B				○		○	成人式に参加した新成人へ、デートDVの相談窓口を記載した「新成人のみなさんへ」を配布(発行部数前年同数)し周知した。	DVの防止及び早期発見に向け、今後も継続して資料の配布により周知していく。また関係各課と連携を図りより効果的な周知を模索していく。

※1 自己評価(対前年進捗度)

A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C=縮小

D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

施策の方向(2) 被害者支援の推進

施策① 安全確保と自立支援の実施

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(29)	被害者の安全確保のための関係機関との連携	庁内関係各課及び警察等関係機関との連携した安全確保に努めます。また、民間シェルターへ財政的支援を行い、被害者の自立支援を推進します。	企画政策課	小金井市緊急一時保護施設運営費補助金交付要綱に基づき、民間シェルターへ財政的支援を行った。
(30)	被害者等に関する個人情報保護の支援	DV等被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限など支援措置を実施し、関係機関、庁内関係各課と連携した個人情報保護の支援をします。	企画政策課	DV等被害者等からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を実施した。配偶者からの暴力等による被害者の支援に関する事務取扱要綱に基づく支援におけるセキュリティ強化の運用について庁内関係者向けの研修会を開催するとともに、庁内関係各課との情報交換会を開催した。
			市民課	DV及びストーカー行為等の被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を実施した。
(31)	生活の再建に向けた支援と情報提供	DV被害者の生活再建に向け、関係機関、庁内関係各課と連携した各種相談支援や必要な情報提供に努めます。	企画政策課	関係機関及び庁内関係各課と連携し、DV被害者へ必要な支援や自立に向けた情報提供を行った。
(32)	要保護児童の保育・就学等の支援	DV被害者が養育する子どもの保育や就学等について、児童相談所、子ども家庭支援センター、教育相談所等の関係機関と連携し、支援を行います。	保育課	児童相談所及び子ども家庭支援センターと連携し、保育所入所及び在園している要保護児童への支援を行っている。
			学務課	支援が必要な家庭から相談があった場合は、速やかに就学できるように手続を行った。また、市内の各小中学校と情報を共有したことで、連携ができた。
			指導室	教育相談所における就学等の相談を行った。

施策の方向(3) 相談・連携体制の整備・充実

施策① 相談体制の整備・強化

(33)	女性総合相談の活用	女性が生活の中で直面しているさまざまな悩みを相談できる場として、女性総合相談を実施します。また、民間支援組織等の情報収集に努め、相談を通じ必要に応じた情報提供を行います。	企画政策課	苦情処理窓口の設置、女性総合相談を実施し、人権侵害に対する苦情・相談を受け付けるとともに、市ホームページではセクシャル・ハラスメント防止について情報提供し、また相談先等も周知した。 (苦情処理窓口相談件数 0件) (平成29年度相談件数 126件 保育利用件数11件)
(34)	男性に対する相談支援窓口に関する情報提供	市報・市ホームページや刊行物等を通じて、男性に対する相談支援窓口に関する情報提供を行います。	企画政策課	市報、市ホームページ、刊行物(新成人のみなさんへ)を通して、男性に対する相談支援窓口に関する情報提供を行った。
(35)	相談対応能力の向上	関係機関による研修会等へ参加し、DVに関する動向を把握するなど職員の相談対応能力の向上に努めます。	企画政策課	他市で開催したDVに関する研修会等に参加した。参加者1名

施策② 連携体制の充実

(36)	庁内及び関係機関との情報共有・連携の強化	関係各課における情報共有や、状況に応じた警察等関係機関との情報共有など、連携強化に努めます。	企画政策課	配偶者からの暴力等による被害者の支援等において、状況に応じて他の機関との連携を図った。また、男女共同参画施策推進行政連絡会議等にて関係各課へ情報提供を行った。
(37)	配偶者暴力相談支援センターに関する機能の研究	国・東京都等の情報誌等を活用し、他自治体の配偶者暴力相談支援センターに関する情報を収集します。	企画政策課	都が発行している区市町村DV対策推進窓口通信等を通じて、近隣自治体の配偶者暴力相談支援センターに関する情報を収集した。

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B			○	○		○	前年度と同様に民間シェルターへの財政的支援によって、被害者の支援及び生活の安定を図った。	被害者が安全で安心して避難できる施設の提供及び自立に向けたサポートなどを行う民間シェルターを引き続き支援していく。
A			○	○		○	今年度は、庁内関係課に向けて研修会を実施した。また情報交換会を通じ関係機関、庁内の関係課と連携して、被害者の支援及び生活の安定を図るための意識の共有と理解促進を図った。	今後も関係機関、庁内の関係各課と連携し、被害者支援に必要な支援を行っていく。
B				○			支援措置を実施することにより、被害者の個人情報保護を推進することができた。	継続して支援措置を実施する。
B			○	○		○	庁内関係各課との情報交換会により各課との連携を確認し、DV等被害者への必要な支援や情報提供を行った。	今後も関係機関、庁内の関係各課と連携し、被害者に必要な支援を行っていく。
B		○	○	○		○	待機児童が多い中、出来る限り入所への配慮を行うとともに、在園している要保護児童についても連携しながら支援を行っている。	各課がどのような対応が可能なのか、関係各課同士で共有する必要がある。行政全体として、どう支援が出来るか専門知識を持った職員の育成が課題。
B				○			支援体制を整備しており、適宜対応した。	今後も関係機関と連携して、適宜対応していく。
B	○						保護者がかかえる就学等に関する相談に関係機関と連携しながら取り組んでいる。	関係機関と連携した取組を推進する。

A				○		○	原則毎週金曜日に実施していた女性総合相談を、金曜日以外の曜日に月1回実施日を増やしたことで、相談件数が増加した。カウンセラーによる相談を通じ、課題解決の方向性を見いだすなど、相談者の支援を行った。 市ホームページ等により、セクシャル・ハラスメントの防止に向けた啓発や相談窓口の周知を図った。 (前年度比) 苦情処理窓口相談件数 0件 女性総合相談相談件数 120%	女性総合相談の周知を継続し、悩みを抱える相談者の支援に努めていく。 民間支援組織等の情報収集に努め、相談先の周知、ハラスメント等防止の啓発を行っていく。
B				○		○	市報、市ホームページや刊行物を通して、男性の相談支援窓口を周知した。	今後も様々な機会をとらえて、男性の相談窓口の周知を図っていく。
B				○		○	研修等への参加及び東京都等からの提供される情報を通して、DVに関する動向を把握し、相談能力の向上及び他機関と連携した。	研修会等への参加及び情報収集に努め、DVに関する動向の把握及び相談能力の向上を図っていく。

B				○		○	関係各課や他の機関との連携を図り、被害者保護の必要性について情報共有を図った。	今後も継続して、他の機関・団体等と連携を図り、適切に被害者への支援を行いことができるよう、支援体制を充実させていく。
B				○		○	情報誌、電子情報から、様々な情報を収集し、配偶者暴力相談支援センターの状況及び情報を把握した。	今後も継続して、配偶者暴力相談支援センターに関する機能の研究を続けていく。

主要課題4 ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策
 施策の方向(1) ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進
 施策① ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等の防止対策・支援等の充実

※1 自己評価(対前年進捗度)
 A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
 B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
 C=縮小
 D=未着手(該当事業に取り組まなかった。)

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(38)	被害者等に関する個人情報保護の支援	ストーカー被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限など支援措置を実施し、関係機関、庁内関係各課と連携した個人情報保護の支援をします。	企画政策課	ストーカー行為等の被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を実施した。
			市民課	DV及びストーカー行為等の被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を実施した。
(39)	セクシュアル・ハラスメント等の防止の推進	セクシュアル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止について啓発するとともに、相談先等の周知に努めます。	企画政策課	男女平等に関する「苦情」・「相談」の窓口を設置し、男女平等苦情処理委員が苦情処理を行うことができる体制を整えた。市報及び市ホームページを利用し、ハラスメントへの苦情処理窓口及び女性相談の窓口について周知を図った。
			広報秘書課	人権・身の上相談 14回21件
			企画政策課	市ホームページにおいて、セクシュアルハラスメント防止について啓発を行い、また、各種ハラスメントの関係法令及び相談先の周知を図った。
(40)	児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止対策の推進	児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止と早期発見、被害者保護に向け、関係機関のネットワークを基に適切な支援を実施します。	子育て支援課	キッズカーニバル H29.6.25 子ども家庭支援センターパンフ・グッズの配布 子どもメッセ H30.3.3 子ども家庭支援センターパンフ・グッズ配布 児童虐待防止月間活動 H29.11.17駅前グッズ配布実施 学校・児童館・学童等へグッズの設置。
			介護福祉課	市内4か所の各地域包括支援センターとともに、高齢者虐待に関する通報を受理し、虐待の解消を図るとともに、高齢者本人及び養護者への支援を実施した。また、普及用リーフレット「高齢者の虐待を防ぎましょう」を介護者等の関係者へ適宜配布し、高齢者虐待防止に関する情報を周知した。
			自立生活支援課	障害者虐待防止について、市報・ホームページに掲載している。
			子育て支援課	要保護児童対策地域協議会の開催 代表者会議年1回、実務者会議年4回、個別ケース会議年58回、要保護児童対策地域協議会研修会年1回 健康課主催個別支援検討会議への出席年12回
			介護福祉課	高齢者虐待防止専門ケア会議の開催 高齢者虐待防止専門ケア会議を1回開催(対象者 男性1名)
			自立生活支援課	相談・通報の連絡先として24時間体制での小金井市障害者虐待防止センターを設置している。

※2 効果があつたと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があつたと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B			○	○		○	関係機関、庁内関係各課と連携し支援措置を実施することにより、被害者の個人情報保護を支援した。	継続して関係機関、庁内関係各課と連携しながら支援措置を実施し、被害者の個人情報の確保を支援していく。
B				○			支援措置を実施することにより、被害者の個人情報保護を推進した。	継続して支援措置を実施する。
B				○			市報やホームページでの周知を行ったが苦情処理窓口への相談は無かったが、男女平等に関する「苦情」・「相談」に対応・支援できる体制を整えた。	市民の苦情処理に対応するため、今後も継続していくとともに周知に努めていく。
B		○	○	○		○	人権をめぐる様々な相談を通じて個々の人権意識を高めることにより、ハラスメント防止及び啓発につながったと考える。 (前年度比) 人権・身の上相談 14回26件→14回21件	実施内容の充実を図りながら、事業の継続を図る。
B			○	○			市ホームページにハラスメントに関する関係法及び相談先の周知を行い、ハラスメント防止の啓発を行った。 また、市報及び市ホームページにおいて、苦情処理窓口の周知を行い、「苦情」・「相談」に対応できる体制を整えた。	市ホームページを利用し、各種ハラスメント防止のための啓発及び関係法令・相談先の周知を継続して行っていく。
B				○		○	児童虐待防止対策の一環として、普及啓発を目的に市内のイベントや年1回駅前、児童虐待防止グッズや子ども家庭支援センターパンフ等の配布を実施。女性や親世代のみならず、男性・学生等幅広い年齢への配布を実施している。 また、児童が通う施設へのグッズ配布を実施し、子どもの目の付くところに設置してもらったり渡してもらおうようお願いしている。 (前年度比) 配布場所 100%	引き続き、児童虐待防止に関する普及啓発ができる機会を模索し、実施につなげる。
B				○		○	虐待ケースあるいは虐待のリスクがあるケースに対し、各関係機関が連携して支援を実施している。本人及び養護者(もしくは施設)に対する働きかけにより、虐待状況やリスクの改善を図っている。	継続して高齢者の権利擁護を推進し、関係者に連携を呼び掛ける。 また、平成30年度中に、「小金井市高齢者虐待対応マニュアル」を改訂し、各地域包括支援センター、介護事業者等の関係機関に周知する。
B				○			障害者虐待防止法の周知を行い、権利擁護の啓発をおこなっている。	今後も、虐待防止、権利擁護に関する啓発を図っていきたい。
B				○		○	要対協を中心に各種会議を開催し、児童虐待防止に関する各機関の共通認識や周知を図り、連携を密にして早期発見や支援などを実施することができた。 (前年度比) 個別ケース会議は5割増。他は前年度同様	要保護児童対策地域協議会の場を利用し、児童虐待防止のための各機関の役割や機能の理解を深め、各機関が主体的に対応ができるよう、日々の関わりの中で密な連携や、共通の認識をもち対応ができるよう事例検討をする。
B				○		○	対象となるケースが発生したため開催した。各関係機関より出席し適切な支援について検討・実施した。(平成28年度1回開催)	継続して、必要に応じて開催・対応していく。
B				○			24時間体制で相談・通報の連絡を受けることにより、虐待をしてしまう養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援することに努めている。	今後も、虐待防止対策の推進を図っていきたい。

主要課題5 生涯を通じた心と身体健康支援
 施策の方向(1) 女性のライフステージに応じた健康づくり
 施策① 母子保健事業等の推進

※1 自己評価(対前年進捗度)
 A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
 B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
 C=縮小
 D=未着手(該当事業に取り組まなかった。)

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	
(41)	妊娠届出・母子健康手帳交付	妊娠届を提出した際に、母親の妊娠中の健康状態と出産後に赤ちゃんの健康状態を記録するための母子手帳を交付します。	健康課	平成29年度実績 妊娠届出数:1,097件 母子健康手帳交付:1,122件	
(42)	各種健(検)診、保健指導等の充実	妊婦に対し、母子の健康保持と増進を図ることを目的に、各種健康診査・検診、相談及び保健指導を実施します。	・妊婦健康診査	健康課	平成29年度実績 各種健診受診者数(都外里帰り先での受診数は除く) ・妊婦健康診査 1回目:1,056人 ・妊婦健康診査 2～14回目:10,036人
			・超音波検査、子宮頸がん検診	健康課	平成29年度実績 各種健診受診者数(都外里帰り先での受診数は除く) ・妊婦超音波健康診査:967人 ・妊婦子宮頸がん健診:1,009人
			・妊婦歯科健康診査、産婦健康診査	健康課	平成29年度実績 各種健診受診者数(都外里帰り先での受診数は除く) ・妊婦歯科健康診査:157人(18回) ・産婦健康診査:1028人
(43)	母性の健康管理の情報提供	妊娠届を提出した妊婦に対し、就労している妊婦のためのリーフレットの配布等を行います。	健康課	就労する妊婦のため、『お仕事をしている妊婦さんへ～「母性健康管理・母性保護」～』にて情報提供を行った。	
(44)	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供	妊娠・出産期の女性の健康保持について、母子保健事業等で情報提供します。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供に努めます。	健康課	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する内容が記載されたパンフレットの配布や、個々の相談に応じ、情報提供を行った。	
			企画政策課	多摩・島しょ広域連携活動助成金を利用し、多摩3市男女共同参画推進共同研究会で新たに作成・発行したリーフレット「私たちに身近な男女共同参画」において、多様な結婚感への啓発を行った。 発行部数:330部(小金井市分)	

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B		○	○				妊娠届出書を提出した妊婦に母子健康手帳を交付し、妊娠中の経過・出産の状況・各種健康診査・予防接種の記録等、母と子の健康保持に役立ててもらおうよう支援した。また、妊娠届のアンケートで、出産前の不安を解消するように努めた。 (前年度比) 妊娠届出数:△28件 母子健康手帳交付:△38件	母子保健法に基づき、今後も事業を継続し、安定した妊娠期及び育児期を過ごせるよう支援する。
B			○	○			妊娠・出産期にある女性の健診事業を充実させ、母子の健康管理を行うことに努めた。 (前年度比) ・妊婦健康診査 1回目:△7人 ・妊婦健康診査 2～14回目:△398人	母子保健法に基づき、今後も事業を継続し、安定した妊娠期及び産後を過ごせるよう支援する。
B			○	○			妊娠・出産期にある女性の健診事業を充実させ、母子の健康管理を行うことに努めた。 (前年度比) ・妊婦超音波健康診査:△166人 ・妊婦子宮頸がん健診:+14人	母子保健法に基づき、今後も事業を継続し、安定した妊娠期及び産後を過ごせるよう支援する。
B			○	○			妊娠・出産期にある女性の健診事業を充実させ、母子の健康管理を行うことに努めた。 (前年度比) ・妊婦歯科健康診査:+15人 ・産婦健康診査:+33人	母子保健補に基づき、今後も事業を継続し、安定した妊娠期及び産後を過ごせるよう支援する。
B		○	○	○			母子バッグに「母性健康管理指導事項連絡カード」の説明・入手方法を記載した用紙を同封。就労している妊婦の健康管理を支援した。	今後も継続して情報提供を行い、就労していても安定した妊娠期をすごせるよう支援する。
B	○		○	○			個別相談等の中で、適切な情報提供を行うとともに、パンフレット等の配布により、社会全体の理解を深める一助となった。	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関し、引き続き適切な情報提供を行い、理解の輪が広がるよう推進する。
A	○			○	○		多様な結婚観について、より分かりやすいようにイラストの入ったリーフレットを作成し、配布・配架により啓発した。	多摩・島しょ広域連携活動助成事業は平成29年度で終了したため、リーフレットの新たな発行はできないが、市ホームページ等において、リーフレットを閲覧・ダウンロードできるようにし、啓発を継続して行っていく。

※1 自己評価(対前年進捗度)
 A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
 B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
 C=縮小
 D=未着手(該当事業に取り組まなかった。)

施策の方向(2) 性差や年代に応じた心と体の健康づくり
 施策① 健康づくりの推進

NO	事業名	事業内容		担当課	実施した内容
(45)	各種健(検)診等の実施	生活習慣病を中心とした疾病の予防・早期発見・改善に向け、ライフステージや性差に応じた各種健(検)診等を実施します。	・特定健診、特定保健指導	保険年金課	高齢者の医療の確保に関する法律第20条、24条に基づき、生活習慣病を中心とした疾病予防の観点から健康診査等を実施した。 (29年度特定健診受診者数 男性:3,529人 女性:5,084人) (29年度後期高齢者健診受診者数 男性:2,858人 女性:4,508人)
			・集団健康診査	健康課	特定健診等の対象とならない市民に対して、集団健康診査を実施した。 平成29年度実績 35～39歳 42人(女性34人、男性8人) 40歳以上の医療保険未加入者及び切替者 133人(女性72人、男性61人) 16～39歳で心身に障がいのある者 49人(女性25人、男性24人)
			・各種がん検診(子宮がん検診、乳がん検診等)	健康課	女性の健康保持及び増進を図るため、子宮がん検診及び乳がん検診を実施した。 平成29年度実績 子宮頸がん検診受診者数 2,588人 子宮体がん検診受診者数 215人 乳がん検診受診者数(視触診のみも含む) 2,389人
			・骨粗しょう症検診	健康課	骨粗しょう症予防のため、35～70歳の節目年齢の女性を対象に骨粗しょう症検診を実施した。 平成29年度実績 受診者数 135人
(46)	健康相談等の実施	健康保持・推進、健康意識の向上に向け、健康相談会や健康講演会を開催します。		健康課	市民の健康保持・増進のため、疾病予防の健康相談、保健指導を実施した。 また、健康相談の一環として、健康に対する意識を高めるために、健康講演会を実施した。 ○平成29年度実績(健康相談) 相談実施回数 41回 相談延人数 113人 ○平成29年度実績(健康講演会) 実施回数 医科・・5回、歯科・・3回、医師会館実施分・・3回、乳がん自己検診法(講演会)・・1回 延参加人数 医科・・96人、歯科・・37人、医師会館実施分・・33人、乳がん自己検診法(講演会)・・11人
(47)	健康手帳の交付	各種健(検)診受診時などに、40歳以上の市民を対象に自らの健康管理に役立つ「健康手帳」を交付します。		健康課	各種健診(検診)の記録、その他健康保持に必要な事項を記載し、自らの健康管理と医療の確保に役立てることを目的として、40歳以上の市民で希望する方に健康手帳を交付した。
(48)	医療機関等との連携	休日、祝日及び年末年始に急病患者に対する初療施設を確保します。		健康課	地域救急医療対策の一環として、病医院の休診日にあたる休日、祝日及び年末年始に急病患者に対する初療施設を確保している。 平成29年度実績:休日数72日 実績(準夜含む。) 医科:医療機関数360か所 総患者数9,405人 歯科:医療機関数72か所 総患者数394人
(49)	食育の推進	「食」を通じた生活の質の向上を図ることを目的として、栄養個別相談や栄養集団指導を実施します。		健康課	妊産婦・乳幼児から成人まで各段階に応じて生活習慣を改善しながら「食」を通して、生活の質の向上を目的に各種事業を実施した。 平成29年度実績 栄養個別相談:実施回数12回 相談延数:乳幼児31件、成人26件、妊婦6人 栄養集団指導:実施回数6回、参加延人数68人
(50)	スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくり	60歳以上の市民を対象に、体力維持とスポーツ習慣の定着を目的とした「いきいき健康スポーツ教室」を実施します。		生涯学習課	「いきいき健康スポーツ教室」 日頃運動不足に陥りがちな高齢者に対して運動することを通じて体力維持、健康づくりについて進んで取り組む意欲を高めてもらうため、スポーツ初心者を対象とし、極めて入門的な内容で実施した。 全9回22人(延べ129人)の参加があった。
(51)	自殺予防に向けた取組の推進	メンタルヘルスや悩み相談など、自殺予防に向けた取組を推進します。	・メンタルチェックシステムの活用	自立生活支援課	自身で心の状態が把握でき、また、自身の悩みを解決できる相談先を提供することができる、メンタルチェックシステムを構築し、運用を行っている。 H29年度アクセス数 23,143件
			・ゲートキーパー※[7]養成研修	自立生活支援課	ゲートキーパー養成研修を、全職員を対象に実施し、市民の方から相談があった場合には適正な対応、相談先に繋ぐことができるような体制づくりに努めた。また、市民向けの研修も実施した。 H29職員参加人数25名・市民参加人数10名

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B				○	○	○	関係各課との調整により年齢、内容により受診券の色を分け、利用方法についてのパンフレットを作成、送付した。また、ポスター及びチラシを市内公共施設等で配布・掲示を行った。	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、引き続き事業実施する。
B			○			○	市報・ホームページで周知を図った。医療保険未加入者及び障がい者施設には健診案内を送り受診率の向上に努めた。 (前年度比) 35～39歳 123.5% 40歳以上の医療保険未加入者及び切替者 122.0% 16～39歳で心身に障がいのある者 102.0%	市民の健康維持・管理のため、また健康に対する不安がある方や経済・生活問題等のある方にも、健診を受診できる機会を提供し、だれもが健康で安定した生活を送れるように、継続して実施していく。
A			○				市報・ホームページで周知を図った。前年度まで実施していた無料クーポン券(両がん検診併せ対象者約6,000人)を廃止、代替えとして勧奨通知(両がん検診併せ送付対象者約18,000人)を送付。さらに勧奨対象者のうち未受診者に対し、再勧奨通知(両がん検診併せ対象者約15,000人)を送付し、受診勧奨を図った。 (前年度比) 子宮頸がん検診 117.4% 子宮体がん検診 102.3% 乳がん検診 117.9%	市民の健康維持・管理のため、また健康に対する不安がある方や経済・生活問題等のある方にも、検診を受診できる機会を提供し、だれもが健康で安定した生活を送れるように、継続して実施していく。
B			○				市報・ホームページで制度の周知を図った。また、有職者でも受診しやすいように土曜日に実施した。 前年度対比100.7%	市民の健康維持・管理のため、また健康に対する不安がある方や経済・生活問題等のある方にも、検診を受診できる機会を提供し、だれもが健康で安定した生活を送れるように、継続して実施していく。
B			○				市報・ホームページ等で周知を図るとともに、利便性を考慮し、相談会場を増設し、市内4か所での相談を行ったほか、市民が参加しやすくなるようなテーマの講演会を実施した。また、小金井市医師会に委託を行い、土曜日に健康講演会を実施することで、平日に参加することが難しい市民も参加できるようにした。 (前年度比) 健康相談 +8人 健康講演会 ・医科 △39人 ・医師会館実施分 △5人 ・歯科 △9人 ・乳がん自己検診法 +1人	市民の生涯健康を促進するためにも、多様な診療科目の医師の相談を継続することで、健康づくりを支えて行く。健康講演会は各年代や性差に応じて、その都度広く市民の興味関心が高い内容で実施していく。
B			○				ホームページから書式をダウンロードし、必要なページを自宅等でプリントアウトできるよう利便性向上を図った。	気軽に利用してもらえるよう、ホームページからのダウンロードによる利用を周知していく。
B		○	○				市報・ホームページ等で制度の周知を行った。医療機関と連携し、休日・深夜における診療体制を確保し、地域医療体制を維持することができた。 (前年度比) 医科:医療機関数360か所 総患者数+30人 歯科:医療機関数72か所 総患者数△14人	今後も継続的に実施し、安心感を得て充実した生活を送ることができる環境づくりを図る。
B			○				栄養個別相談は広く市民からの相談を受け、個々に応じた指導・助言を行った。栄養集団指導は、子育て世代を対象に、保育サービスのある健康講習会を実施した。食を通して生活の質の向上を目指し、男女問わず、幅広い世代の参加があった。 (前年度比) 栄養個別相談:実施回数12回 相談延数:乳幼児+5件、成人+1件、妊婦+6人 栄養集団指導:実施回数6回、参加延人数△26人	今後も継続して実施し、男女ともに参加できる環境づくりを図る。
B			○				この教室を通じて参加者の親睦をはかり、仲間とともにいる喜びが心身の健康の糧になることを知ってもらう機会となった。 (前年度比) 全9回30人(延べ人192人) →全9回22人(延べ人129人)	高齢者の体力維持・健康づくりの場として今後も継続して実施する。
B			○			○	メンタルチェックシステムを利用する市民の方は一定数おり、常に需要はあると思われる。 (前年度比)165%	障がいのある方だけではなく、全ての市民の方の必要とする正しい相談先に繋ぐきっかけ作りや、その入り口が重要であると思われる。今後もメンタルチェックシステム等の事業を継続していきたい。
B			○			○	ゲートキーパー養成研修を開催し、出席者へのアンケートでは25人の中で15人が「窓口で役立ちそうである」と回答している。 (前年度比) 職員参加人数 前年同数 市民参加人数13名→10名	障がいのある方だけではなく、全ての市民の方の必要とする正しい相談先に繋ぐきっかけ作りや、その入り口が重要であると思われる。今後もゲートキーパー研修等の事業を継続していきたい。

※1 自己評価(対前年進捗度)

A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C=縮小

D=未着手(該当事業に取り組まなかった。)

施策② 健康と性に関する学習・啓発の充実

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	
(52)	成人を対象とした健康教育の実施	ライフステージに応じた望ましい生活習慣や健康づくりの促進に向け、各種健康教育を実施します。	・糖尿病予防教室	健康課	<p>栄養及び運動を含む総合的な指導を実施し、ライフステージに応じた生活習慣及び行動を定着させ、健康づくりを促進することを目的に糖尿病予防教室を実施した。</p> <p>また、高齢期における健康的な生活習慣を周知、指導するため、集団方式による「いきいき健康教室」を開催し、市民の健康保持及び生活習慣病の予防を図った。</p> <p>平成29年度実績(延人数)</p> <p>糖尿病予防教室 1回 参加数 42人</p> <p>糖尿病予防教室【復習会】 2回 参加数 24人(調理・運動)</p> <p>いきいき健康教室 2回 参加数 35人</p>
			・骨粗しょう症予防教室	健康課	<p>栄養及び運動を含む総合的な指導を実施し、ライフステージに応じた生活習慣及び行動を定着させ、健康づくりを促進することを目的に骨粗しょう症予防といった疾病に応じた教室を開催した。保育もおこなったため、子連れの方も参加しやすい環境を提供できた。</p> <p>平成29年度実績(延人数)</p> <p>骨粗しょう症予防教室 2回 参加数 44人</p>
			・若年層の健康教室	健康課	<p>特定健診の対象とならず、健康に対する意識が低い20代から30代までの若年層に対する早期の健康教育が必要と考え、ターゲットを若年層に限定し、日常生活の少しの変化が健康保持と増進に繋がることを理解し、実践できるような健康教育として「若年層の健康教室」を開催した。</p> <p>平成29年度実績(延人数)</p> <p>若年層の健康教室 2回 参加数 13人</p>
			・メタボリックシンドローム予防教室	健康課	<p>栄養及び運動を含む総合的な指導を実施し、ライフステージに応じた生活習慣及び行動を定着させ、健康づくりを促進することを目的に、生活習慣病予防教室として「血管若返り教室」を、メタボリックシンドローム予防教室として「親子健康教室」「女性のための健康美人教室」を開催した。</p> <p>「親子健康教室」は、メインターゲットを健康に関する意識の低い30・40代の男性とし、対象者が教室に参加しやすくなるために、「親子健康教室」という名称で、父親と子供(小学生)と一緒に調理実習や運動をしながら健康について学べる教室とし、正しい生活習慣の普及や健康意識の改善を図った。</p> <p>「女性のための健康美人教室」では、メタボリックシンドローム予防に加えて、女性の健康といった視点での講義もおこない、さらに保育もおこなったため、子連れの方も参加しやすい環境を提供できた。</p> <p>平成29年度実績(延人数)</p> <p>生活習慣病予防教室【メタボ基礎編】 1回 参加数 17人</p> <p>メタボリックシンドローム予防教室【男性編】 1回 参加数 33人</p> <p>メタボリックシンドローム予防教室【女性編】 1回 参加数 29人</p> <p>生活習慣病・メタボリックシンドローム予防教室【復習会】 2回 参加数 14人(調理・運動)</p>
(53)	エイズ対策普及・啓発	エイズに関する正しい知識の普及及び感染予防の啓発に向け、パンフレット・ポスター等の掲示、保健所が実施するエイズキャンペーンへの協力を行います。	健康課	パンフレット・ポスター等による啓発、また保健所が実施するエイズキャンペーンへ協力した。	
(54)	性的な発達への適応などの健康安全教育	学習指導要領における飲酒・喫煙・薬物の問題や発達段階に応じた性に関する指導などについて共通理解を図りながら指導します。	指導室	学習指導要領に則り、児童・生徒の発達段階を踏まえ、指導した。	

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B			○				<p>糖尿病予防教室は「糖尿病について予防、合併症を学ぶ」ことを主眼に、医師による講義も行った。また、いきいき健康教室は「笑って運動 ロコモ予防+心の健康」「自分の歯でおいしく、バランスよく」をコンセプトに保健師講義、運動実技、栄養講義、歯科講義を行い、参加者からの好評を得られたため。</p> <p>(前年度比)(延人数) 糖尿病予防教室 △21人 糖尿病予防教室【復習会】 △7人 いきいき健康教室 △1人</p>	市民の健康増進のため、今後も継続する。
B			○				<p>女性特有の疾病を予防する骨粗しょう症予防教室では、「若いうちから骨貯金」をキーワードに医師による講義と栄養士による講義をおこなったほか、子育て中の女性も参加しやすいよう保育を充実させた。</p> <p>(前年度比)(延人数) 骨粗しょう症予防教室 △14人</p>	市民の健康増進のため、今後も継続する。 ただ平成29年度までは「若年向け」「一般向け」と2つに分けていたが、平成30年度からはそれらを一本化して実施する。
B			○				<p>20～39歳の男女をターゲットに、より参加しやすい環境となるよう、土曜日の午後に開催した。開催内容も「運動を中心とした健康づくり」「栄養を中心とした健康づくり」の2日間コースとし、若年層もすぐに取り組みやすい内容とした。</p> <p>(前年度比)(延人数) 若年層の健康教室 △9人</p>	本教室の目的には地域のつながりを醸成することも目的のひとつであったが、参加者同士の交流といった繋がりの醸成は困難であったため、本教室は平成29年度で終了とし、別の教室で20歳以上の男女が参加できる教室へと変更して、対応することとした。
B			○				<p>男性を対象とする教室は土曜に、親子で参加する形式を継続し、より参加しやすい環境を維持した。また、女性向けの教室では、更年期についても内容に盛り込むなど内容を充実させたほか、育児中の女性も参加しやすいよう保育を充実させた。</p> <p>(前年度比)(延人数) 生活習慣病予防教室【メタボ基礎編】 △2人 メタボリックシンドローム予防教室【男性編】 +5人 メタボリックシンドローム予防教室【女性編】 +7人 生活習慣病・メタボリックシンドローム予防教室【復習会】 △2人 (調理・運動)</p>	市民の健康増進のため、今後も継続する。 なお、メタボリックシンドローム予防教室【女性編】を、内容等を変更して、20歳以上の男女が参加できる教室へと変更する。
B			○	○			<p>誰でもわかりやすい内容のパンフレット・ポスター等による啓発を図った。エイズキャンペーンでは、レッドリボンをモチーフにしたキルトを展示した。</p>	今後も継続して年齢・性別等に関わらず、啓発を図る。
B	○						<p>発達段階に応じた学習指導に取り組んだ。</p>	適正な男女平等観の育成を図る。

主要課題6 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向(1) 各家庭の状況等に応じた支援

施策① 支援が必要な家庭への各種サポート

※1 自己評価(対前年進捗度)

A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C=縮小

D=未着手(該当事業に取り組まなかった。)

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(55)	要支援家庭への子育て支援事業の充実	援助の必要な子育て家庭に、専門員による訪問相談や各種訪問支援員を派遣するなど、支援を行います。 ・産後支援ヘルパー、養育支援ヘルパーの派遣	子育て支援課	育児支援ヘルパー事業 利用者数 29 人 養育支援訪問事業 利用者数 7 人 育児支援ヘルパー研修会 年1回開催 参加者 13人 養育支援ヘルパー研修会 年1回開催 参加者 17人
(56)	ひとり親家庭へのホームヘルプサービスの推進	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣し必要な家事支援サービスを提供します。	子育て支援課	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 4世帯実施

施策の方向(2) 自立した生活への支援

施策① 各種相談支援の実施

(57)	★生活困窮者自立相談支援事業の実施	小金井市自立相談サポートセンターにおいて、生活困窮者の複合的な課題に対応する相談、支援計画の策定、具体的な支援サービスの提供等を行います。	地域福祉課	生活困窮者の複合的な課題に対応するため、支援計画を策定し、関係機関と連携して経済的自立に向けた支援を行った。
(58)	「女性総合相談」の充実	女性が生活を営む中で直面しているさまざまな悩みについて、気軽に相談できる場として女性総合相談を実施し、必要に応じた情報提供や保育に対応するなど充実に努めます。	企画政策課	生活を営む中で直面している様々な悩みについて、専門の女性カウンセラー相談を実施した。 カウンセラーへ必要な資料等について確認した。 (平成29年度相談件数 126件 保育利用件数11件)
(59)	「ひとり親・女性相談」の充実	さまざまな問題を抱えたひとり親家庭及び女性の相談に応じ、相談者のニーズに見合った社会的自立を支援します。	子育て支援課	就労支援の充実 子ども家庭支援センターとの連携強化 プログラム策定員による相談 プログラム策定件数 7件 ハローワークとの連携強化 母子・父子自立支援員相談件数 6,085件
(60)	庁内の相談体制の充実と相談機関の連携	人権侵害を始め、幅広い分野で各種相談支援を行い、市民の苦情・相談を受け付けます。また、必要に応じた相談機関の周知等相談支援の充実に努めます。	広報秘書課	市民相談 245回1,333件 人権身の上相談 14回21件 外国人相談 1回1件 法律相談 103回547件 税務相談 24回127件 相続等暮らしの書類作成相談 11回39件 建築登記表示登記相談 10回17件 行政相談 12回10件 交通事故相談 12回17件

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B		○	○	○			産後2か月以内またはその後において、家事・育児の支援が必要な家庭に育児支援ヘルパー・養育訪問事業を実施することで、安心して子育てができる環境づくりにつながった。 (前年度比) ヘルパー研修会参加者 育児支援10人、養育支援19人。	支援が必要な家庭への事業であるため、関係する職員のスキル向上のための研修の実施や外部の研修を積極的に受講し、市民ニーズに即した支援提供ができるよう直接支援・間接支援両面の体制整備を行い、今後も継続実施する。
B		○	○				家事または育児等の日常生活に支障があるひとり親家庭に対してヘルパーを派遣することにより、就労との両立支援を行った。 (前年度比) -1世帯	ひとり親家庭の生活と就労の両立に必要な事業であり、今後も継続して実施する。

B			○				関係機関との連携により、生活困窮者の自立に向けた支援を行うことができた。	引き続き、生活困窮者の自立に向けた相談支援を行っていく。
A				○	○		平成29年度から毎週金曜日だけでなく毎月1回(原則木曜日)も相談日とし、相談日を増やした。 相談日の増加により相談件数も前年度比116%と増加した。 相談内容に応じた情報提供等をカウンセラーを通して行った。	相談に必要なパンフレットや情報をカウンセラーと共有していく。 市報及び市ホームページをとおし、相談枠すべてに予約が入るよう女性総合相談の周知を行っていく。
B			○	○			経済上、生活一般に関する相談に対して、関係各課と連携しながら、自立に向けた指導と助言を行った。	母子及び寡婦福祉法、売春防止法で設置を義務付けられており、法の改正等を注視しつつ、適切に事業を継続して実施していく。
B			○	○		○	様々な相談事業を介し、男女平等意識や人権意識がはぐくまれたと考える。	現状実施している相談事業に加え、社会保険労務士による年金・労務・成年後見制度相談を新たに実施し、相談体制の更なる充実を図ることにより、男女共同参画に寄与する。

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

主要課題1 働く場における男女共同参画の推進

施策の方向(1) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に向けた環境づくり

施策① だれもが働きやすい職場づくりの促進

※1 自己評価(対前年進捗度)

A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C=縮小

D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(61)	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及・啓発	市報・市ホームページ等を通じた周知をはじめ、こがねいパレット等さまざまな場を活用し、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を進めていきます。	企画政策課	市報でワーク・ライフ・バランスについての記事を掲載し、普及・啓発を図った。 市ホームページにおいても、ワーク・ライフ・バランスの啓発を行い、また、同ホームページ内に内閣府及び都ホームページへリンクさせ関係機関の情報を見られるように整備した。
(62)	多様な働き方の普及・啓発	各種リーフレットの配布や、就労支援サイト「こがねい仕事ネット」による求人情報の提供、東小金井事業創造センターでの起業相談・各種セミナーなど、さまざまな場を活用し、多様な働き方の普及・啓発に努めます。	経済課	パンフレット掲出等による情報提供や、就労支援サイト「こがねい仕事ネット」による求人情報の提供、しごとセンター多摩やハローワークとの共催による就職イベント(総参加者男性149、女性170)、東小金井事業創造センターでの起業相談・各種セミナーなどを実施した。

施策の方向(2) 働く場における男女平等の推進

施策① 雇用の場における男女共同参画【重点施策】

(63)	労働相談などの各種相談窓口の周知	労働相談などの各種相談窓口の周知を行います。	・「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布	経済課	各機関から送付されたパンフレット等の窓口掲出、市報へ情報掲載を行った。東京都が編集する「ポケット労働法」を小金井市でも300部発行し、市内の施設にて配布した。
			・就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用	経済課	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」にて各種機関HPへリンクし、情報提供を行った。平成29年度「こがねい仕事ネット」閲覧数38,631件(パソコン版28,845件、携帯版9,786件)
			・メンタルチェックシステムの活用	経済課	メンタルヘルスに関するパンフレットを窓口カウンターに設置した。
(64)	関連法令等の周知徹底	市ホームページ等を通じて、働く男女に関連する法令等の情報を提供します。	市ホームページ等を通じて、働く男女に関連する法令等の情報を提供します。	企画政策課	市ホームページで以下の情報提供を行った。 ・男女平等都市宣言の周知 ・改正雇用機会均等法の周知 ・男女雇用機会均等月間の周知 ・男女共同参画週間の周知
			・就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用	経済課	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」にて東京都HP等へのリンクを行うことで、関係法令等も容易に検索可能とした。平成29年度「こがねい仕事ネット」閲覧数38,631件(パソコン版28,845件、携帯版9,786件)
			・「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布	経済課	各機関から送付されたパンフレット等の窓口掲出、市報へ情報掲載を行った。東京都が編集する「ポケット労働法」を小金井市でも300部発行し、市内の施設にて配布した。
(65)	公共調達における男女共同参画の尊重	総合評価落札方式の一般競争入札を適用する場合において、男女共同参画等の項目を設定し、男女共同参画を推進している企業への入札加点項目とします。	管財課	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目を設定し、男女共同参画を推進している企業への入札加点項目とした。	

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

- ①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
 ②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
 ③男女の生活の安定と自立を促す取組
 ④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
 ⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
 ⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B	○	○				○	例年、市報及び市ホームページにおいてワーク・ライフ・バランスの啓発を行った。内閣府や都のホームページへリンクさせることで、より多くの情報を提供した。	市報及び市ホームページにおいてワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、定期的な更新を行い周知する機会を増やしていく。
B		○	○				窓口来庁者への情報提供により、生活の安定と自立を促し、意識の育成につなげることができた。しごとセンター多摩、ハローワークとの共催による就職イベントの女性の参加者総数が前年度より増加した(154人から170人)。	引き続き情報提供を行う。各種就職イベントの女性の参加者数が増加していることから、継続して実施する。

B			○				「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布、市報掲載により相談窓口の周知を行った。(配布部数は前年同数)	引き続き労働相談機関の情報収集を行い、提供する。
B			○				「こがねい仕事ネット」での各種機関HPでのリンクにより相談窓口の周知を行った。「こがねい仕事ネット」の閲覧数は例年並みであった。(平成28年度閲覧数38,772件)	「こがねい仕事ネット」は一定の閲覧数を維持しているため、引き続き、労働相談機関の情報収集を行い、提供する。
B			○				パンフレットの設置により、メンタルヘルスに関連した情報や制度を男女問わず周知した。	引き続きメンタルチェックシステム等、情報を周知を行う。就労支援サイト「こがねい仕事ネット」にメンタルチェックシステムへのリンクを掲載し、ストレス度等の自己診断ツールを周知する。
B	○	○					働く男女に関する法令等を市ホームページに掲載し情報提供することで、市民に広く周知した。	関係法令の改正等に合わせ随時更新を行い、常に新しい情報を提供していく。
B			○	○			「こがねい仕事ネット」での各種機関HPでのリンクにより関係法令の周知を行った。「こがねい仕事ネット」の閲覧数は例年並みであった。(平成28年度閲覧数38,772件)	「こがねい仕事ネット」は一定の閲覧数を維持しているため、引き続き、東京都HP等へのリンクを行う。
B			○	○			「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布、市報掲載により関係法令の周知を行った。(配布部数は前年同数)	引き続き、周知のため関連パンフレットの窓口掲出、市報掲載を実施する。ポケット労働法についても情報を更新しつつ、配布を行う。
B		○	○				総合評価落札方式の加点項目として企業に示すことにより、社会環境改善に向けての意識付けに貢献できた。 29年度総合評価方式契約実績(2件)	今後も引き続き総合評価落札方式の活用により企業の意識付けとして推進することとする。

※1 自己評価(対前年進捗度)

A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C=縮小

D=未着手(該当事業に取り組まなかった。)

主要課題2 家庭における男女共同参画の推進

施策の方向(1) 育児支援体制の整備

施策① 地域での子育て支援体制の充実

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(66)	多様なニーズに対応した保育サービスの充実	待機児童解消に向けた保育施設の整備の他、多様な保育ニーズに応じたサービスの充実を図ります。	保育課	平成29年4月に、特定保育施設1園、認定こども園1園、小規模保育事業1園、家庭的保育事業1園、家庭福祉員(保育ママ)1人を開設・認定。同年10月に特定保育施設1園を開園。平成30年4月の開園に向けて、特定保育施設3園、小規模保育事業1園の整備を行った。 また、平成29年9月から新たに1園で定期利用保育事業を開始した。
(67)	学童保育の推進	保護者の就労等により放課後の保育を受けることができない小学生の児童の健全な育成を図ることを目的に、学童保育を推進します。	児童青少年課	定員810人、入所児童数972人(平成29年4月1日) 平成27年度から引き続き午後7時まで延長保育。学校休業中は午前8時から保育。
(68)	居宅訪問による子育て支援事業の充実	出産後における母子の健康維持と心身のケアや、援助の必要な家庭への相談支援など、居宅訪問による子育て支援事業の充実を図ります。	健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・新生児及び妊産婦を対象とした訪問指導 <p>新生児及び妊産婦を対象に、発育や疾病予防等、育児上必要な事項や日常生活等について、訪問指導員等が家庭訪問の上、適切な指導・助言等を行った。 平成29年度実績 訪問家庭数:958件(未熟児訪問指導及び里先で訪問を受けた市民を含む。なお多胎児は1件とみなし、本市に里帰り中の他市民含まず。) 訪問率88.05%(訪問対象家庭数:1,088件(本市に里帰り中の他市民含まず。))</p>
			子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・援助の必要な家庭を対象とした訪問相談や各種訪問支援 <p>育児支援ヘルパー事業 利用者数 29 人 養育支援訪問事業 利用者数 7 人 育児支援ヘルパー研修会 年1回開催 参加者 13人 養育支援ヘルパー研修会 年1回開催 参加者 17人</p>
(69)	親子で交流できるひろば事業の推進	親と子が安心して過ごせる場や交流の場を提供するとともに、地域の子育てグループや子育てボランティアの育成・活動支援を行います。	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援センター「親子あそびひろば」 <p>子ども家庭支援センター ゆりかご ひろば利用数:保護者 10,869 人 乳幼児 12,590 人 合計 23,459 人</p>
			児童青少年課	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館「子育てひろば事業」、学童保育所「学童ひろば」 <p>児童館子育てひろば737回22,307人 学童ひろば595回8,238人</p>
(70)	★放課後子ども教室の実施	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所作りのため、地域教育力を活用した市立小学校の校庭・教室などで、「放課後子ども教室」推進事業を実施します。	生涯学習課	放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所作りを目的に、市立小学校の校庭・教室等で放課後子ども教室を行った。840回実施。学習アドバイザー612人。安全管理員3,228人。参加者33,515人。
(71)	子育てに関する情報提供・相談の充実	育児不安を解消するための子育て相談や子どもの健康相談、子育てに関する情報提供など、地域での子育て支援の充実に努めます。	健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センターや市内集会施設における乳幼児個別健康相談 <p>相談場所:市内5箇所 保健センター、貫井南センター、前原暫定庁舎、婦人会館、東センター 平成29年度実績 相談延べ人数:乳児1,330人、幼児:1,021人</p>
			子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援センターにおける子育て相談、子育て講座他 <p>子ども家庭支援センター総合相談件数 実数: 484件 延数:3,003件</p>
			保育課	<ul style="list-style-type: none"> ・市立保育園における子育て相談や園庭開放、育児講座 <p>各園において、日々在園児の保護者からの相談を受けているだけでなく、地域の親子向けの事業の中でも子育て相談を行った。 曜日・時間帯は限られるが、自由に親子で来園してもらう園庭開放を実施しており、保護者同士の交流の機会となっている。</p>

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
A		○					新規開設及び既存園の定員拡充等により、平成29年4月1日時点で計229人定員増。 定期利用保育事業では、新しく開始した園で、のべ56人の利用者があった。	新たな園の開設などを行ったが、待機児童が多い状況が続いており、引き続き対策が必要である。
B	○	○					保護者が働き続けられる環境を提供することで、女性の社会参加を支援した。 (前年度比)100% 定員は前年度と同様	今後も女性の「働きたい」を支え、働き続けられる環境の提供を継続して実施していく。
B		○	○	○		○	発達状態を確認するだけでなく、妊産婦が安心して子育てができるよう、病気や健康状態、予防接種のこと等について、わかりやすい指導を行うよう心がけた。 里帰り等市外で出産した方へも、他市区町村と協力し訪問指導を実施した。 また、出生通知票を提出しない家庭には、直接家庭訪問を行うなどし、全戸訪問をめざした。	今後も事業を継続して、内容の更なる充実を図りつつ、地域で安心して子育てできるよう支援する。
B		○	○	○			産後2か月以内またはその後において、家事・育児の支援が必要な家庭に育児支援ヘルパー・養育訪問事業を実施することで、安心して子育てができる環境づくりにつながった。 (前年度)育児支援ヘルパー研修会参加者 10人、養育支援ヘルパー研修会参加者19人。	支援が必要な家庭への事業であるため、関係する職員のスキル向上のための研修の実施や外部の研修を積極的に受講し、市民ニーズに即した支援提供ができるよう直接支援・間接支援両面の体制整備を行い、今後も継続実施する。
B	○		○			○	子ども家庭支援センターにおける親子あそびひろばや各種講座、子育て相談等を実施することで、子どもと家庭が安心して健康に生活できる環境づくりにつながった。今年度からゆりかごcaféという親子でゆっくりお茶を飲みながら交流する事業を実施し好評を得ている。 (前年度比)0.5%減	内容の見直し・充実を図りながら、事業を継続して実施する。
B	○						父親や祖父母の参加を含め親子同士の交流を図ることにより、地域での子育て支援体制の充実により一定の効果があった。 (前年度比)101.2%(児童館回数) 実施場所は前年度と同様	今後も親と子が安心して過ごせる場や交流の場を提供するとともに、地域の子育てグループや子育てボランティアの育成・活動支援を継続して実施していく。
B		○	○		○	○	全ての小学校区で、学童児童が参加できる体制を整えている。 実績は前年度とほぼ同じであった。	平成30年度から4小学校区で協議会を設け、学校、学童保育所、放課後子ども教室関係者の連携を深め、事業の更なる充実に向け取り組んでいく予定である。
A	○	○	○				乳幼児のいる保護者を対象に、市内全域で、健康相談を継続的に実施。仕事復帰に向けた卒乳や離乳食の相談、家族役割の調整など、広範囲な健康相談を行った。今年度は、妊婦面談事業を同時開催し、妊娠期の夫婦の相談にも対応した。 (前年度比) 相談延べ人数:乳児34人、幼児:187人	今後も健康相談事業を通じ、専門職の視点から、乳幼児のいる母親の不安感や育児負担の軽減、父親の育児参加の促進、仕事と生活の両立を支援する。
B	○	○	○	○		○	相談内容に応じて、子育て情報・サービス等の提供を行い、適宜、関係機関との連携を図ることによって、家庭で安心して子育てができる環境づくりにつながった。 (前年度比)実数8%減、延数9%減	子育ての支援・情報提供等の発信の場として、関係機関との連携も含め、今後も継続実施する。母親のみならず父親や親族等からの相談もあるため、相談内容に応じて、適切な機関へのつなぎを丁寧に実施していく。
B		○					各園での相談件数は532件。 園庭開放は例年同様週2.3回程度実施。	相談内容によっては関係機関との連携が必要となる場合もあるため、今後もよりスムーズな支援が行えるよう体制を整えていく必要がある。

※1 自己評価(対前年進捗度)
 A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
 B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
 C=縮小
 D=未着手(該当事業に取り組まなかった。)

施策の方向(2) 介護等への支援体制の整備
 施策① 高齢者・障がい者等への社会的支援の充実

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	
(72)	高齢者福祉・介護保険サービスの充実と相談支援	介護を必要とする方が地域での在宅生活を継続できるよう、またその家族が仕事と介護の両立が無理なくできるよう、各種サービス提供体制の充実と、サービス利用に関する相談を行います。	・地域包括支援センターによる相談対応	介護福祉課	高齢者の包括的な相談業務を実施(対応人数2,894人)
			・高齢者福祉のしおりの発行	介護福祉課	介護福祉課窓口をはじめ、各地域包括支援センター、介護事業所等、高齢福祉サービスを必要とする方々に対し、高齢者福祉のしおり(4,000部)の配布を行い周知した。
			・介護サービス利用ガイドブックの発行	介護福祉課	要介護・要支援認定を受けた市民向けに、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所など相談機関をはじめ、市内にある各種介護事業所の住所・電話番号・所在位置(地図)、サービス提供日・時間、人員体制をガイドブックとして作成し、制度の周知に努めた。作成数は2,500部であり、市民の介護サービス利用における重要な資料となっている。
(73)	障がい福祉サービスの推進と相談支援	障がい者の自立と社会参加を支援するため、さまざまな相談に応じた助言や指導等を行い、障害福祉計画に基づく障害福祉サービスの適切な提供に努めます。	自立生活支援課	①心身障害者(児)の通所訓練等を運営する民間団体等に対してその経費の一部を助成し、在宅の心身に障がいのある人(児)の自立を促進している。 ②保護者の負担軽減を図っている。	
(74)	家族介護者への支援の充実	要介護者を介護している家族等に対し、相談支援や負担軽減等を目的とした家族介護教室等を実施します。	介護福祉課	家族向けの介護教室等を委託で実施(延べ4回、58人)。	

施策の方向(3) 男性の家庭・地域活動への参画促進
 施策① 男性の家事・育児・介護への参画促進【重点施策】

(75)	母子保健に対する男性への啓発・支援	妊娠・出産・育児に関する知識をパートナーにも知ってもらうため、母子手帳の交付とともに「父親ハンドブック」を配布します。	健康課	妊娠届受領の際に、母子手帳の交付とともに父親ハンドブックを配布した。 平成29年度実績:1,090件(妊娠届出数と同数)	
(76)	★父親の参画を促す各種育児教室・相談の実施	出産、育児に関する各種教室・事業に、男性パートナーが参加しやすい環境を整えます。	・両親学級	健康課	両親学級 平成29年度実績 実施回数:平日3日コース(年4回)・土曜2日コース(年6回) 平日3日コース:参加実人数62人【女性:43人、男性19人】 土曜2日コース:参加実人数357人【女性:182人、男性175人】
			・エンジェル教室・カルガモ教室	子育て支援課	エンジェル教室 年24回(2日間コース) 参加者 保護者 462人(父親3人) 子ども460人 カルガモ教室 年12回 参加者 保護者139人(父親1人) 子ども140人
			・プレママ・プレパパ支援事業(市立保育園での保育見学、子育て相談等)	保育課	出産前の保護者の見学等は、随時実施。
(77)	★父親向け交流事業の推進	父親と子ども、父親同士の交流を図る事業を開催し、男性の家事・育児参加を促進します。	・「お父さんと遊ぼう」「お父さんのあつまり」、親子あそびひろば『ゆりかご』での交流の推進	子育て支援課	お父さんと遊ぼう 年12回 保護者70人 子ども80人 お父さんのあつまり 年3回 保護者20人 子ども23人 父親講座 年1回 保護者14人 子ども7人 年間父親利用人数 701人
			・児童館の子育てひろば	児童青少年課	子育てひろば父親参画促進事業34回652人(内、成人男性165人)
(78)	家族介護者への支援の充実(再掲)	要介護者を介護している家族(男性介護者も含む)等に対し、相談支援や負担軽減等を目的とし、男性介護者も参加しやすいようなテーマ設定を考慮して家族介護教室等を実施します。	介護福祉課	家族向けの介護教室等を委託で実施。(延べ4回、58人)。 1回は、男性が参加しやすいよう、「男の台所-地域グループ”翁味会”と楽しく美味しく簡単調理」というテーマで実施。	

施策② 男性の地域活動への参画促進

(79)	★男性の参加促進の視点を踏まえた各種講座の実施	男性が地域参加しやすいよう、各種講座については男性も興味を持てるようなテーマ設定に配慮します。また、「市民がつくる自主講座」説明会を通じ、男性の地域参加促進の視点も踏まえた講座実施を促します。	公民館	「男のいきいきセカンドライフ」3回、延べ参加者32人
(80)	★地域参加講座の開催	シニア世代を対象に、地域参加へのきっかけづくりと参加促進のための講座を実施します。	生涯学習課	講座:震災シミュレーション(小金井消防署)、体をうごかさう(黄金井倶楽部)等。 見学:江戸東京たてもの園、農工大付属科学博物館等。 計7日間の講座内容で、計94人参加(男43人、女51人)

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

- ①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
- ②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
- ③男女の生活の安定と自立を促す取組
- ④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
- ⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
- ⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B			○	○		○	前年度から継続して、サービス利用に関する相談を含む高齢者の相談業務を市内地域包括支援センターに委託し、実施した。(平成28年度3,057件)	継続して、相談業務を実施していく。
B		○					高齢福祉サービスの一つであるひと声訪問(牛乳の配達)、緊急通報システム、友愛活動員の訪問等、高齢者見守り支援を実施することにより、高齢者の自立した在宅生活を促し、親族等が日中安心した社会生活を送ることに寄与した。※28年度4,000部/29年度4,000部(対前年度比100%)	引き続き、高齢福祉サービスの利用を促し、高齢者の在宅生活の支援に取り組む。
B		○	○	○	○		制度発足から10年以上がたち、作成した資料の市民向け配布などが周知に結びついた結果、介護保険制度は着実に定着してきており、多くの高齢者のサービス利用につながっている。また市窓口での配布や地域包括支援センターでの設置を通じて、継続して市民に広く周知してきており、介護保険制度を利用しやすい環境を整備したと考えられる。※28年度2,500部/29年度2,500部(対前年度比100%)	高度化する高齢社会に対応するため、介護保険制度自体が年々複雑な改正を重ねており、より丁寧かつ十分な周知が必要となってきた。また制度改正の際には、パンフレット等を作成し、改正の内容をわかりやすく市民に周知していく必要がある。
B			○				心身障害者(児)通所訓練等事業を運営する民間団体等に対してその経費の一部を助成することで、障がいのある人の活動の場を確保することができた。	相談支援事業を促進していくことで、ニーズに合ったサービスの充実を図っていきたい。
B	○	○	○	○			男性介護者も参加しやすいテーマを設定し、実施した。(28年度延べ4回、42人、延べ参加者16人増)	介護を必要とする高齢者と家族の悩みや疑問を解消することにより、介護者への社会的支援の充実を行っていく。

B	○	○	○				父親ハンドブックを配布することで、父親の育児への参加を促すとともに、子どもとの関わり方を啓発した。	今後も継続し、より一層父親の育児参加を促していく。
B	○	○	○				前年度に比べ参加者は59人増加。特に、土曜日コースにおいては、妊婦に対するパートナーの参加率は96%となっている。	ニーズの高い土曜日コースの定員拡充を図り、両親で参加しやすい環境を整える。また、家庭において、共に子育てに関わっていけるよう支援する。
B	○		○				親子遊び、保護者同士の交流や情報の提供、育児に必要な知識の普及等を図り、家庭で安心して子育てができる環境づくりにつながった。(前年度比)約1割の減。	教室については予約開始とともにいっぱいになるニーズの高い事業であるため、今後も継続実施する。
B		○					実際に乳幼児と触れあうことで子育ての楽しさを感じていただくことができた。あわせて、可能な範囲で妊娠期や育児の相談も承り、育児負担の軽減につながった。	保育所として、男女共同参画の推進やワークライフバランスを図ることなど、様々な地域貢献ができるよう検討していく。
B	○	○	○		○		父親をメインに実施している子育て事業・講座。男性のみという機会は参加しやすい環境につながっている。男性の育児参画を促し、女性の育児負担の軽減や子育てを主体的に実施する機会となっている。(前年度比)おとうさんと遊ぶは11%減。お父さんのあつまりは53%増。父親講座は16%増。年間父親利用は5%減。	参加人数としては微増であるが、社会的に必要な事業と認識している。市民ニーズとともに内容を検討し、今後も継続実施する。
A	○	○	○		○		子育てひろば事業の一環として、以下の事業名で父親参画を促した。父親の子育てを促すため、「お父さんと遊ぶ」「おとうさんもいっしょ」「パパと水遊び」「パパもおいでよ」事業を各児童館で開催した。前年度と比べ回数2回増。参加者数138人増。	土曜日等に開催し、父親同士の交流を図ることで、地域の子育て仲間作りの場となり、父親のみでも子どもと過ごせる居場所となる事業を展開することで、男性の育児参加を促進していく。
B	○	○	○	○			男性介護者も参加しやすいテーマを設定し、実施した結果、男性にも活動いただけた。(28年度延べ4回、42人、延べ参加者16人増)	事業についての更なる普及啓発を行う。(ケアマネ通信などのネット情報により各介護事業者にも周知を予定)

B	○				○		男女の固定的な役割分担に捉われない多様な生き方や男女平等についての理解を図った。参加者が思った程伸びなかった。(前年度比)延べ講座回数 100% 延べ参加者数 71%	今後も継続して実施する。
B					○	○	多数のシニア世代の方に参加してもらい、地域参加へのきっかけづくりとして講座を実施できた。講座内容、見学は様々な団体に協力してもらい、充実した内容となった。	今後も様々な団体に協力してもらい、更なる講座内容の充実に努め、より多くのシニア世代の地域参加に向け、取り組んでいく。

※1 自己評価(対前年進捗度)

A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C=縮小

D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

主要課題3 女性の活躍と多様な働き方への支援

施策の方向(1) 女性の就労に関する支援

施策① 女性の就業支援・起業支援

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(81)	女性のための就職支援講座	就労を希望している女性に対し、東京しごとセンター多摩など関係機関と連携し、女性のための就職支援講座を開催します。	企画政策課	再就職を希望している女性を対象に東京しごとセンター多摩と共済で再就職支援講座(セミナーと個別相談会)を開催した。(講演参加者:24人、個別相談会6名、保育利用3人)
			子育て支援課	マザーズハローワーク立川と共催で就職支援セミナーを開催14人(女14人)
(82)	職業能力の向上に向けた機会・情報の提供	職業能力向上のための情報をパンフレット等で提供するとともに、市報・ホームページ等でも情報提供します。	経済課	窓口での東京都職業能力開発センターの案内パンフレット等の掲出や市報等・HP等で周知をした。
(83)	こがねい仕事ネットを活用した就業支援	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」を活用し、求人情報や就労に役立つセミナー、面接会等の情報を掲載します。	経済課	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」を活用し、求人情報や就労に役立つセミナー、面接会等の情報を掲載した。平成29年度「こがねい仕事ネット」閲覧数38,631件(パソコン版28,845件、携帯版9,786件)
(84)	東小金井事業創造センターを活用した起業支援	女性を含めた市内での創業機運を高めるため、東小金井事業創造センターにおいて相談や各種セミナー、各種制度等の情報を提供します。	経済課	創業者に対し、相談対応や各種セミナー、補助金制度等の情報提供を実施した。
(85)	事業所との連携及び情報提供	安心して働ける雇用環境や待遇の確保、女性を含めた方々の人材育成や登用の促進に向け、市内事業所への情報提供に努めます。	経済課	窓口での、国や都で作成しているチラシやパンフレットの掲出。

施策② 農業・自営業等における男女共同参画の推進

(86)	女性農業者への研修の促進	東京都農業経営者クラブが主催する先進地視察、勉強会、セミナー等への女性農業者への参加を促進します。	経済課	女性農業者に対し、東京都農業経営者クラブが主催するセミナー等の案内を周知。
(87)	家族経営協定の締結促進	家族経営協定を結ぶ認定農業者を増やすため、広報を積極的に実施する他、農家支部別座談会等を活用して家族経営協定についての説明を行います。	経済課	認定・認証農業者の事前相談会(1回)や農家支部別座談会(5回)等で説明を行い、締結を促した。
(88)	商工会等との連携	経営力向上や地域振興を目的とした小金井市商工会青年部、女性部の活動を支援します。	経済課	経営力向上や地域振興を目的とした青年部、女性部の活動に対し、補助金を交付することにより支援を実施した。

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

- ①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
 ②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
 ③男女の生活の安定と自立を促す取組
 ④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
 ⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
 ⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B		○	○				昨年より講演会参加者数は77%と減少しているが、個別相談者は前年度比100%と変わらなかった。再就職を希望している参加者に仕事と生活が両立できる意識の育成や生活の安定と自立を促すことが出来た。	今後も東京しごとセンター多摩と共済で再就職支援セミナーを開催していく。 ポスターの掲示及びチラシの配布を行い、周知を図っていく。
B		○	○			○	マザーズハローワーク立川との共催による就職支援セミナーを開催し、女性の生活の安定と自立の促進に取り組んだ。 セミナーの効果や参加者の負担を考慮し、開催日を2日間から1日間に変更した。	受講後の参加者の反応も概ね良好であり、今後も継続実施する。
B			○				男女を問わず職業能力向上のための情報の提供ができた。パンフレットスタンドの情報をタイムリーに入れ替えることで最新の情報を提供することができた。	引き続き、職業能力向上のための職業訓練施設やセミナー等の情報提供を行う。
B		○	○				求人情報を無料で随時掲載することにより、男女問わず広く情報を提供できた。求人情報を掲載する登録業者が選択する求人特徴として「女性が活躍」という項目を設けたり、女性向けのセミナー情報を掲載するなど、女性の求職者にPRした。	「こがねい仕事ネット」は一定の閲覧数を維持しているため、引き続き、求人情報の掲載を行う。
B		○	○				男女問わず、創業しようとする方、創業者に対し、必要な相談や情報提供、各種セミナー実施等の支援をすることができた。	引き続き男女問わず創業者をサポートする体制を推進していく。
B		○					関係機関が発行する女性のための就労支援等に関するチラシやパンフレットの掲出等を行うことにより、事業所に対して情報提供を行った。	引き続き情報収集を行い、情報提供できる体制を整える。

B			○				東京都農業経営者クラブが主催するセミナーや視察等について周知を図り、平成29年度は港湾見学ツアーに女性農業者1名が参加した。	引き続き、女性農業者向けの研修等の周知を図りつつ、東京都等が主催する研修等も積極的に案内する。
B						○	平成29年度において新規締結はなし(現在6経営体が締結)。ただし、認定・認証農業者の申請または更新時や支部別座談会において家族経営協定の制度説明を行い、締結を促した。	引き続き農家支部別座談会等を通じて、家族経営協定を締結するよう促す必要がある。
B			○				青年部が主催する第13回チビッコフェスタや会報の発行、女性部の講習会や視察研修会、特産品開発事業等に対し補助を行い、地域振興や部員の地位及び資質向上に努めることができた。補助額については前年度同額。	補助金交付以外の方法も一定検討の必要がある。イベントについては市報掲載等も行っており、引き続き必要な支援を実施する。

※1 自己評価(対前年進捗度)

A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C=縮小

D=未着手(該当事業に取り組まなかった。)

主要課題4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進

施策の方向(1) 地域づくり活動における男女共同参画の推進

施策① 地域活動団体等の活動促進

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	
(89)	市民活動団体等の活動の支援	市民を対象に、協働意識の向上を目的として、市内NPO法人により構成されるNPO法人連絡会と共催して講演会を実施します。	コミュニティ文化課	第7回こがねい市民活動まつり内において、NPO法人連絡会との共催で協働講演会「今こそ地域貢献デビュー」(参加者48人)を実施した。	
(90)	青少年のための各種教室等の開催	青少年を対象としてスポーツや科学の楽しさや学ぶ楽しさを伝えるため、各種教室、催事等の開催を支援します。	・スポーツ教室の実施	生涯学習課	高度の資質を有する指導者からの指導により、青少年にスポーツの基本と楽しさを体験してもらい、スポーツに対する夢を育み、心身ともに健やかな成長を促した。 「青少年野球教室」:実施回数1回、参加者数90人
			・科学の祭典の開催	生涯学習課	学校、研究機関、地域の団体等が科学の楽しさを伝え、また教育力の育成のため、科学実験等のブースを出展し、青少年のための科学の祭典を開催した。出展 100ブース、来場者 10,345人
(91)	各地域活動団体への支援	高齢者福祉や、環境、子育て支援、青少年健全育成など、さまざまな領域で活動する地域団体の活動を支援します。	介護福祉課	高齢者向けの地域資源をまとめ、「シニアのための地域とつながる応援ブック」として冊子化(1,000部)し配布をした。小金井市悠友クラブ及び小金井市悠友クラブ連合会への補助金交付を通じて、高齢者福祉を増進することを目的とする事業の振興を図った。 会員数 1,463人(男性493人、女性970人)	
			子育て支援課	子育て・子育て支援ネットワーク協議会(参加団体数68団体)に補助金支出	
			児童青少年課	青少年健全育成地区委員会への補助金交付、環境浄化活動を支援。子供会育成連合会への補助金交付、青少年育成指導への補助。市・青少年健全育成6地区連合会による「子ども週間行事」及び「市民まつり子ども部門行事」を実行委員会方式で実施。(連合会委員37人(男性12人、女性25人))	
			生涯学習課	市内で活動し、市の事業等にも協力している小金井市スカウト協議会に対し、経費の一部を補助した。	

施策② 地域における女性のエンパワーメントの拡大

(92)	国内研修事業への参加の促進	男女共同参画への市民参加を促進するため、国内研修事業への参加費用の一部を補助します。	企画政策課	男女共同参画社会の形成の促進に係る会議等に参加した1名から国内研修事業参加補助金の申請があり、補助金を交付した。 参加者 1名(女性)	
(93)	児童館ボランティアリーダーの育成	児童館事業(夏期クラブ、わんぱく団等)でのボランティアリーダーとして、中・高校生世代の児童館リーダー育成に取り組みます。	児童青少年課	児童館事業(夏期クラブ、わんぱく団等)でのボランティアリーダーとしての中・高校生世代の育成。(平成29年度396人(男性238人、女性158人))	
(94)	ボランティア育成の促進と地域リーダーの育成	地域を支える人材育成としてボランティア講座を開催し、各種研修会を通じた地域リーダーの育成に努めます。	・小金井市、国分寺市、小平市、東京学芸大学連携によるボランティア講座	生涯学習課	小金井市、国分寺市、小平市、東京学芸大学が連携し、地域や学校等でボランティアとして活躍していただく方のための講座を実施した。平成29年度は小金井・国分寺・小平会場において22講座を開催し、延べ571人(実数:男性18人、女性553人)の参加があった。
			・地区委員研修会、スポーツ推進委員研修会	生涯学習課	スポーツ推進委員(25人)の内訳は、男性9人、女性16人であり、半数以上が女性で構成されており、土曜スポーツクラブやニュースポーツ出前教室等の地域のスポーツ活動に参加した。
(95)	市民活動団体リストの活用	市民活動団体の活動情報発信、他団体との交流・連携とともに、これから活動を始めたい方が市民活動団体にアクセスできるよう、市民活動団体リストを作成・更新します。	コミュニティ文化課	平成29年10月以降に「更新のお知らせ及び登録用紙」等を合計432団体に送付し、掲載を希望された団体や、別途新規登録希望のあった団体など合計382団体の情報を基本として市民活動団体リストを作成、更新した。	

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

- ①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
 ②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
 ③男女の生活の安定と自立を促す取組
 ④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
 ⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
 ⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B						○	市民協働推進という観点から行った事業であり、NPO法人と連携して開催し、市民への協働意識の向上に寄与することができた。協働講演会の参加者数の前年度比は83%となった。	市民の協働意識の更なる向上を図るためにも、継続が必要と考える。
B	○						男女一緒に活動することにより、参加児童の中に男女平等の意識が芽生えた。	子ども達に対するスポーツの振興として今後も継続して実施する。
B					○	○	12回目の開催となり、来場者も1万人を越える大きな事業となっている。来場者は、複数のブースを歩き来し、たくさんの実験等に参加し、男女がともに楽しむ場を提供できた。(前年度比)ブース数は2ブース減、来場者は2,595人増。	今後も学校、地域の団体等の協力を得ながら、共同して事業の実施に向け取り組んでいく。
B				○	○		福祉会館の閉鎖に伴い、地域で活動したり集えるような場所を知りたいという声が多くなっている。そうした中で、作成した冊子は想定していた冊数以上に配布を行うことができ、上記のような要望に応えることができたと考えている。また、補助金交付により、社会奉仕活動、健康を進める活動、生きがいをもつ活動、友愛活動、その他社会活動を悠友クラブ等が実施するなかで、男女ともに活動できた。※28年度1,433人(男性456人、女性977人)／29年度1,463人(男性493人、女性970人) 対前年度比 102%	継続して地域資源の調査・情報の発信を行い、地域で活動する団体を支援していく。また、各種活動を通じ、高齢者が孤立することなく、社会と関わりあえるよう引き続き、支援していく。
B		○	○	○		○	子育て・子育て支援ネットワーク協議会への支援を通じて、子育てサークル、NPOなどの子育て支援団体との協働によるネットワークをつくり、子育て・子育てに関する相互援助と情報発信を促進した。補助金額は前年同額	子育て・子育て支援ネットワーク協議会の加入団体数は順調に伸びており、今後も継続実施する。
B					○		環境浄化活動、子ども週間行事、市民まつり子ども部門行事の実施により、地域での子育て支援体制の充実、地域活動団体等の活動促進により参画いただく環境づくりに一定の効果があった。(前年度比)女性比116%	今後も青少年健全育成団体の支援を通じ、継続して男女がともに社会参加していく環境作りを促進していく。
B					○		市内のボーイスカウト、ガールスカウトの各団が連携して奉仕活動や指導者等の育成を行うことができた。	市内の様々なイベントにボランティアとして活動している団体であり、今後も引き続き補助していく。

B	○				○	○	男女共同参画に関わる国内研修事業への市民参加促進につながった。利用者は昨年と同様1名(前年度比100%)であった。	より多くの市民に参加してもらうように、今後も引き続き市ホームページや男女共同参画情報誌かたらい、こがねいパレット参加者などに周知をしていく。
B					○		児童館事業を通じて地域で活動する中・高校生ボランティアリーダーを育成することが、男女が共に参画する環境づくりに一定の効果があった。	性別に関係なく、地域での社会奉仕活動を楽しみながら行えるよう、今後も継続して児童館事業を通して中高校生を育成していく。
B					○	○	学芸大、国分寺市、小平市と連携し、地域・社会における教育・学習の場を提供することができた。(前年度比)開催回数91.7% 延べ参加者数84.0%	今後は講座参加者の活動の場を広げることが必要となる。
B					○	○	委員は、仕事との両立をしている中で、休日に限らず平日の活動にも積極的に参加し、スポーツ普及事業を通して、男女がともに楽しむ場を提供できた。	来年度、委員の改選があることから、今期と同様、引き続き女性委員の協力及び参加を目指す。
B					○		市民活動団体リストにより、多くの市民や団体が結ばれ、市民活動がさらに活性化し、これから活動を始めたい方が市民活動団体にアクセスできるようになった。	市民活動を活性化させるために定期的に団体リストの情報を更新していく。

基本目標Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する
主要課題1 政策・方針決定過程への男女の参画
 施策の方向(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
 施策① 男女の市政参画の促進【重点施策】

※1 自己評価(対前年進捗度)
 A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
 B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
 C=縮小
 D=未着手(該当事業に取り組まなかった。)

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(96)	審議会委員等への女性の登用の促進	審議会等への女性参画率目標50%に向け、定期的の実態把握を行うとともに、全庁に向け、一層の女性登用を促します。	企画政策課	行政委員会及び審議会等における、女性委員の登用状況調査を実施し、調査結果を全庁へ周知し、女性委員の登用促進について要請した。また、男女共同参画施策推進行政連絡会議においても、近年の状況等を共有し、審議会委員等への女性の登用を促した。
(97)	防災・防犯分野における男女共同参画の推進	防災・防犯分野における審議において、さまざまな意見を得られるよう男女の偏りがないよう配慮し、審議会委員等における女性比率の向上を図ります。また、男女双方の視点に配慮した防災・防犯対策を推進します。	地域安全課	防災・防犯分野における審議会において、計画及び条例案等について審議を行った。 防災会議:31人(男性:23人、女性:8人) 安全・安心まちづくり協議会:20人(男性:13人、女性:6人)
(98)	指導的立場への登用に向けた女性のキャリア支援	市女性職員におけるキャリアデザイン支援及び管理職への登用を含めた意識啓発の向上を図るため、女性キャリア支援研修を実施します。また、教職員に対し、主任教諭、主幹教諭、管理職への受験勧奨を行います。	職員課	女性キャリア支援研修については、女性職員登用のための意識啓発及びキャリアデザイン支援を充実させるため、平成29年度から内部講師の研修に加え、外部講師の研修を実施した。平成29年度実績…23人。
			指導室	教職員に対し主任教諭・主幹教諭・管理職への受験勧奨を行った。

主要課題2 市民参加・協働による男女共同参画の推進
 施策の方向(1) 市民参加・協働による事業展開
 施策① 市民や地域団体との協働

(99)	男女共同参画関係団体への支援・連携	男女共同参画関係団体が主催する事業の後援など、市民や地域団体と協働しながら広く市内の男女共同参画を推進します。	企画政策課	男女共同参画関係団体が主催する事業への後援、広報協力等の支援を行い、関係団体に有益な情報の提供を行った。また、女性談話室の活用により、市民団体を支援した。 後援事業 4事業 女性談話室の利用 390件	
(100)	市民や市民活動団体等との連携	市民参加による男女共同参画施策の実施や、市内で活動するさまざまなNPO法人、活動団体と連携した市民参加・協働による男女共同参画事業を展開します。	・市民編集委員による情報誌「かたらい」の発行	企画政策課	・市民編集委員による取材、編集執筆等により、かたらい46号と47号を発行した。 ・市内で活躍されている方々等へ男女共同参画の視点から取材し、かたらいへ掲載した。
			・市民実行委員等との連携による「こがねいパレット」の実施	企画政策課	・こがねいパレット実行委員である市民9人との連携により「こがねいパレット」を開催した。 ・「こがねいパレット」に賛同する15団体の展示を行った。
			・提案型協働事業の実施	コミュニティ文化課	4団体から協働事業についての提案が行われて、公開プレゼンテーション審査等により、事業の採択がなされ、特定非営利活動法人こがねい環境ネットワークが総合学習「稲の学習」ハンドブックを制作した。
			・市職員の市内NPO法人派遣研修の実施	職員課	コミュニティ文化課と連携し、NPO派遣研修を実施し、市内NPO法人8団体に職員を派遣した。平成29年度実績…26人。

施策② 参画を促す環境づくり

(101)	多様な市民参加の推進	市民参加条例に基づき、附属機関等における委員構成は、男女の偏りがないよう配慮し、多様な市民参加を推進します。	企画政策課	行政委員会及び審議会等における、女性委員の登用状況調査を実施。女性の登用比率は31.6% この結果を受け、全庁的に女性委員の登用促進について要請した。 また、男女共同参画施策推進行政連絡会議においても、近年の状況等を共有し、審議会委員等への女性の登用を促した。
(102)	(仮称)男女平等推進センター整備の検討	他の公共施設の検討の機会を捉え、(仮称)男女平等推進センターのあり方について検討するとともに、他自治体におけるセンター機能等情報の把握に努めます。	企画政策課	(仮称)男女平等推進センターのあり方について、男女平等推進審議会等の意見を伺いながら検討を進めている。 他自治体からの広報誌や聞き取りにより、他自治体におけるセンター機能等の情報の把握に努めた。
(103)	女性談話室の活用	男女共同参画関係資料等の情報提供を行うとともに、オープンスペース利用の周知を行い、女性談話室の活用を図ります。	企画政策課	男女共同参画に関する図書の購入や収集を行い、女性談話室に配架した。 市民や市民団体が利用できるオープンスペースとして女性談話室を活用できるよう体制を整えた。

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
A					○	○	平成29年4月1日現在の行政委員会・審議会等の女性委員の割合は31.6%で、前年度から0.7ポイントの減であった。新たに、女性委員の登用を促進していくため、市報で委員募集等を行っている担当課へ直接にメール等で働きかけを行い、女性登用を促した。	男女の市政参画の促進として、女性委員の登用状況調査を通じて、全庁的に審議会委員等への女性の登用を要請していくとともに、委員改選時にも対象課に女性委員の登用を働きかけていく。
B					○	○	条例案等についての審議において、男女問わず様々な意見を得られるよう審議会運営を行ったため。 前年度比(女性比率) 防災会議 25.8% 前年同数 安全・安心まちづくり協議会 25%→30%	引き続き各審議会委員における女性比率の向上を図る。
A	○				○		より効果があがるように、内部講師による研修は入所6年目及び未受講者を対象に13人が参加し、外部講師による研修は内部講師による研修を受講済みの職員で入所10年目程度の職員を対象に10人が参加した。 (前年度比)13人→23人、176.9%	今後も男女共同の視点に立って充実していく。
B	○				○		管理職と相談しながら、受験奨励を行い、意識啓発の向上を図った。	女性教職員のキャリア意識の啓発のため、引き続き主任教諭・主幹教諭・管理職へ受験奨励を行い、男女平等に向けた環境の整備を進めていく。

B					○	○	関係団体等との連携・協力のもと、男女共同参画の推進を図った。 後援事業数 前年度比100% 女性談話室の利用件数 前年度比90.3%	男女共同参画を総合的に推進していくため、今後も継続して、男女共同参画関係団体等への積極的に支援・連携していく。
B	○	○				○	市民編集委員は年度途中で1人減となった。(4名⇒3名) 特集記事の選定や執筆など、市民編集委員の協力のもと前年同様に年2回の情報誌「かたらい」を発行することができた。	市民編集委員の連携及び市内で働く方や団体との協力を得て、引き続き男女共同参画施策の推進のため情報誌を発行していく。」
B	○	○				○	こがねいパレット実行委員は前年度比90%と減少しているが、実行委員との連携により参加人数は定員の100%で、満足度の高いイベントとなった。 イベント当日には、団体展示など各種連携を通じ、男女共同参画の推進を図ることができた。展示団体数は前年度比100%	男女共同参画を推進していくため、今後も継続して、市民や市民活動団体等と連携していく。
A						○	公開プレゼンテーション審査等を開催し、公共的課題を、市民と市がお互いの持つ資源(知識・経験・人材・情報・資金など)を結集し、協働して事業を行うことができた。	公共的課題を協働事業により解決していくための仕組みを検討し、効果的な事業運営をしていきたい。
B	○					○	入所2年目程度の職員を派遣し、市民協働意識向上等を図るとともに、人的ネットワークを拡大することができた。	今後も市民協働意識向上等のため継続して実施していく。

B					○	○	前年度の登用率32.3%と比較すると0.7ポイント減少している。委員数を比較すると総委員数が4名増加しているところ、女性の総委員数が3名減少となっており、増減はわずかである。 学識経験者枠等の分野によっては、専門家がおらず、男女比率に偏りが生じている場合もある。	行政委員会及び審議会等における女性委員の割合を増やすため、引き続き全庁的に審議会委員等への女性の登用を要請していく。また周知回数を増やし、各委員改選時の委員選任に際し、女性登用促進の呼びかけを行っていく。
B	○					○	他自治体からの情報を把握及び様々な意見を聞くことができ、(仮称)男女平等推進センターのあり方の検討を行った。	今後も情報の収集に努め、(仮称)男女平等推進センターのあり方について検討していく。
B	○	○					男女共同参画に関する図書を購入や収集は例年どおり継続して行っている。 女性談話室においても引き続き市民や市民団体等が利用できる体制を整えた。	市報や市ホームページ等により女性談話室の利用を促進できるよう周知を図っていく。

※1 自己評価(対前年進捗度)
 A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
 B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
 C=縮小
 D=未着手(該当事業に取り組まなかった。)

主要課題3 推進体制の充実・強化

施策の方向(1) 庁内の男女平等の推進

施策① 市職員や教職員の男女平等に向けた環境整備【重点施策】

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(104)	働きやすい職場環境の整備	だれもが働きやすい職場環境をめざし、小金井市特定事業主行動計画や第2次小金井市人材育成基本方針に基づき職場環境を整備します。また、教職員については、各種研修会や推進委員会を通じて、男女平等に向けた環境整備と理解を深めます。	職員課	働きやすい職場環境整備の一助として、職員に育児・介護休業制度の周知徹底・普及浸透を図った。
			指導室	教職員に対し研修会等で男女平等に向けた環境整備と理解を深めた。 進路指導主任研修会 年3回
(105)	男女平等の視点に立った配置内容への配慮	市職員を対象とした人事異動・昇任の際は、男女平等の視点に立った配置を実践します。	職員課	人事異動・昇任については、男女平等の視点で行った。 平成30年4月1日現在、全体66人13.6%女性管理職9人(部長0人、課長9人)

施策の方向(2) 計画の推進体制の強化

施策① 計画推進体制の整備

(106)	庁内連携の強化	施策の計画的な推進に向け、男女共同参画施策推進行政連絡会議を開催し、庁内関係各課との連携のもとに施策を推進します。	企画政策課	男女共同参画施策推進行政連絡会議を開催した。 構成:各部庶務担当課長職及び男女共同参画施策関連課長職(29名)
(107)	男女平等推進審議会の運営	公募市民や学識経験者による男女平等推進審議会を運営し、市の男女共同参画に関する取組への意見や提言を受け、施策に活かします。	企画政策課	・審議会を4回開催した。(うち保育実施は1回) ・男女共同参画行動計画推進状況調査結果の報告と審議や、男女共同参画室の事業報告を行った。
(108)	計画の進捗管理	毎年度、施策や事業の実施状況を調査し、男女平等推進審議会における検討と提言を受け、その結果を各課へフィードバックすることにより、施策の効果的な推進に反映していきます。	企画政策課	・第4次男女共同参画行動計画平成28年度推進状況調査報告書を作成し、庁内、市ホームページや図書館にて公表した。 ・男女平等推進審議会からいただいた質問等を各課にフィードバックした。また、審議会からの提言書を庁内へ周知し市ホームページへ掲載した。 ・事業担当課(2課)との情報交換を実施した。 ・計画の重点施策事業について、庁内へ周知した。
(109)	国・都・他自治体との連携及び情報共有	国や東京都、近隣自治体の動向を把握するとともに、協働での開催が効果的な場合には連携して事業を実施します。	企画政策課	・都・他自治体が策定した計画及び年次報告に係る情報を収集し、動向を把握した。 ・国立市・狛江市と連携し事業を実施した。 多摩3市男女共同参画共同研究会の開催 9回(前年度7回) 市民交流会 3回(前年度 市民交流会2回) 市民サポーター会議 3回(新規)

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B	○	○					育児・介護休業制度の周知徹底・普及浸透を図るため、法改正等に伴い職員次世代育成支援プランハンドブックの改定版(平成29年11月、4次改定)を作成し、庁内職員向けに電子データ及び紙ベースで周知を図った。	事業内容の充実を図りながら、事業を引き続き継続していく。
B	○				○		教職員の研修会等への参加により、男女平等に向けた環境整備と理解を深めることができた。	男女平等に向けた環境整備と理解を深めるため、今後も教職員の研修会等への参加を進めていく。
B	○				○		人事異動・昇任に際して、男女平等の視点で行った。 (前年度)全体68人14.7%女性管理職10人(部長1人、課長9人)	今後も男女共同の視点に立って充実していく。

B					○		第5次男女共同参画行動計画の推進のため、各種事業の推進していくうえで男女共同参画や男女平等意識への理解促進を図った。 計画の重点施策に該当する関係課へ、内部情報システムにより周知を図った。	今後も庁内の連携による進め男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進していくために、継続して実施していく。
B					○	○	計画を実効性のあるものとしていくために、報告について審議会としての意見に基づき提言が提出された。 また、審議に当たっては、事業担当課と事業内容等について情報交換を行い、男女共同参画施策について理解の促進を図った。	今後も男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、第5次男女共同参画行動計画の年次報告等を評価いただくとともに、報告に関して検討を進める。
A					○		第4次男女共同参画行動計画平成28年度推進状況報告や審議会の提言書を公表することで、施策の推進状況や審議会の意見等を市民への周知を図った。また、報告書の審議の参考としていくために、事業担当課と事業内容等について意見交換を行い、男女共同参画施策について理解の促進を図った。 また、評価を事業へ反映させていくために、男女平等推進審議会から、報告書に対する提言をいただき、提言書を庁内への周知を行った。	今後も引き続き第5次男女共同参画行動計画に基づき、継続して計画の進捗を管理していくとともに男女平等推進審議会から推進状況について提言をいただき事業へ反映させるよう努めていく。
A					○	○	・都・他自治体が策定した計画及び年次報告に係る情報を収集し、動向を把握することができた。 ・国立市、狛江市と連携し男女共同参画を推進するために、各市の動向や啓発活動等について情報交換や、共同で啓発冊子や物品の作成等を実施した。 そして3市の市民が交流できる場として市民交流会を3回実施し、また、交流を継続していくために市民サポーターを募集し研究会で作成した啓発冊子等へ意見をもらい反映させた。	今後も国・都・他自治体などと連携し、情報を共有していく。 3市連携し広域的な啓発活動を継続していく。

III 資料

1 行政委員会及び審議会等における女性の割合（平成30年4月1日現在）

I 行政委員会（地方自治法第180条の5）

名 称	総委員数 (人)	女性委員 (人)	割合 (%) ※ ()は前回調査値	根 拠 法		
教育委員会	5	2	40.0% (40.0%)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律		
選挙管理委員会	4	1	25.0% (25.0%)	地方自治法第181条		
人事委員会（公平委員会）	3	0	0.0% (0.0%)	地方公務員法第7条		
監査委員	3	2	66.7% (33.3%)	地方自治法第195条		
農業委員会	14	2	14.3% (20.0%)	農業委員会等に関する法律		
固定資産評価審査委員会	3	1	33.3% (33.3%)	地方税法第423条		
I 合計	32	8	25.0% (24.2%)	委員会数	女性を含む 委員会数	割合
				6	5	83.3%

II 附属機関（地方自治法第202条の3）

名 称	総委員数 (人)	女性委員 (人)	割合 (%) ※ ()は前回調査値	根 拠 法
市民参加推進会議	12	4	33.3% (25.0%)	市民参加条例
指定管理者選定委員会	5	1	20.0% (20.0%)	公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例
まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会	9	1	11.1% (11.1%)	小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置要綱
男女平等推進審議会	10	8	80.0% (80.0%)	男女平等基本条例
情報公開・個人情報保護審査会	5	2	40.0% (40.0%)	情報公開・個人情報保護審査会条例
情報公開・個人情報保護審議会	12	3	25.0% (27.3%)	情報公開・個人情報保護審議会条例
行政不服審査会	3	1	33.3% (33.3%)	行政不服審査法 行政不服審査法の施行に関する条例
防災会議	31	8	25.8% (25.8%)	防災会議条例
消防団運営審議会	11	1	9.1% (9.1%)	消防団運営審議会条例
国民保護協議会	23	2	8.7% (17.4%)	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 国民保護協議会条例
安全・安心まちづくり協議会	19	6	31.6% (25.0%)	安全・安心まちづくり条例
空家等対策協議会	13	3	23.1% (-)	空家等対策の推進に関する特別措置法及び小金井市空家等対策協議会条例
公務災害補償等審査会	3	1	33.3% (33.3%)	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例
はげの森美術館運営協議会	0	0	0.0% (33.3%)	はげの森美術館条例
はげの森美術館収集評価委員会	5	0	0.0% (0.0%)	はげの森美術館条例
小口事業資金融資審議会	6	1	16.7% (16.7%)	小口事業資金融資あっせん条例
消費生活審議会	7	3	42.9% (42.9%)	消費生活条例
国民健康保険運営協議会	14	8	57.1% (37.5%)	国民健康保険条例
地下水保全会議	5	0	0.0% (0.0%)	地下水及び湧水を保全する条例
環境審議会	10	2	20.0% (20.0%)	環境基本条例
緑地保全対策審議会	9	2	22.2% (30.0%)	小金井市緑地保全及び緑化推進条例
廃棄物減量等推進審議会	15	4	26.7% (26.7%)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例
民生委員推せん会	7	3	42.9% (71.4%)	民生委員法
福祉サービス苦情調整委員	2	1	50.0% (50.0%)	福祉サービス苦情調整委員設置条例
障害支援区分判定審査会	23	10	43.5% (45.5%)	障害者総合支援法 障害支援区分判定審査会条例
児童発達支援センター運営協議会	12	8	66.7% (50.0%)	児童発達支援センター条例

名 称	総委員数 (人)	女性委員 (人)	割合 (%) ※ ()は前回調査値	根 拠 法		
介護認定審査会	37	13	35.1% (32.4%)	介護保険法 介護福祉条例		
介護保険運営協議会	20	6	30.0% (30.0%)	介護福祉条例		
市民健康づくり審議会	15	5	33.3% (42.9%)	市民健康づくり審議会条例		
食育推進会議	16	11	68.8% (66.7%)	食育基本法 食育推進基本条例		
青少年問題協議会	25	7	28.0% (28.0%)	青少年問題協議会条例		
児童館運営審議会	10	8	80.0% (60.0%)	児童館条例		
子ども・子育て会議	15	8	53.3% (50.0%)	子ども・子育て会議条例		
都市計画審議会	19	5	26.3% (16.7%)	都市計画法 都市計画審議会条例		
まちづくり委員会	10	3	30.0% (30.0%)	まちづくり条例		
交通安全推進協議会	20	2	10.0% (15.0%)	交通安全推進協議会設置条例		
都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理審議会	10	0	0.0% (0.0%)	東小金井駅北口土地区画整理事業施行規程を定める条例		
都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理事業評価員	3	0	0.0% (0.0%)	東小金井駅北口土地区画整理事業施行規程を定める条例		
奨学資金運営委員会	8	1	12.5% (12.5%)	奨学資金支給条例		
社会教育委員の会議	10	6	60.0% (50.0%)	社会教育法 社会教育委員の設置に関する条例		
市史編さん委員会	8	1	12.5% (12.5%)	市史編さん委員会条例		
文化財保護審議会	6	1	16.7% (16.7%)	文化財保護条例		
図書館協議会	10	5	50.0% (50.0%)	図書館協議会条例		
公民館運営審議会	10	3	30.0% (44.4%)	公民館条例		
公民館企画実行委員の会議	29	9	31.0% (34.5%)	公民館条例		
公共下水道事業審議会	0	0	0.0% (57.1%)	公共下水道事業審議会条例		
Ⅱ 合計	552	177	32.1% (32.7%)	委員会数	女性を含む 委員会数	割合
				44	40	90.9%

Ⅲ 市長の私的諮問機関（設置要綱などによる委員会等）

名 称	総委員数 (人)	女性委員 (人)	割合 (%) ※ ()は前回調査値	根 拠 法		
行財政改革市民会議	10	2	20.0% (20.0%)	行財政改革市民会議設置要綱		
小金井市民交流センター運営協議会	8	2	25.0% (22.2%)	小金井市民交流センター運営協議会設置要綱		
市民協働推進委員会	6	2	33.3% (33.3%)	市民協働推進委員会設置要綱		
福祉有償運送運営協議会	8	3	37.5% (42.9%)	福祉有償運送運営協議会設置要綱		
地域自立支援協議会	20	8	40.0% (42.1%)	地域自立支援協議会設置要綱		
予防接種健康被害調査委員会	7	1	14.3% (33.3%)	予防接種健康被害調査委員会設置要綱		
子ども家庭支援センター運営協議会	10	7	70.0% (0.0%)	子ども家庭支援センター運営協議会設置要綱		
地域公共交通会議	19	1	5.3% (5.3%)	地域公共交通会議設置要綱		
小金井市在宅医療・介護連携推進会議設置要綱	8	5	62.5% (62.5%)	小金井市在宅医療・介護連携推進会議設置要綱		
小金井市認知症施策事業推進事業	9	5	55.6% (55.6%)	小金井市認知症施策事業推進事業設置要綱		
生活支援協議体	6	4	66.7% (-)	生活支援事業協議体設置要綱		
飼い主のいない猫対策推進協議会	5	4	80.0% (-)	飼い主のいない猫対策推進協議会設置要綱		
Ⅲ 合計	116	44	37.9% (32.0%)	委員会数	女性を含む 委員会数	割合
				12	12	100.0%

Ⅰ + Ⅱ + Ⅲ = 総合計	700	229	32.7% (31.6%)	委員会数	女性を含む 委員会数	割合
				62	57	91.9%

2 男女共同参画の視点からの表現に係る調査結果（平成29年度）

庁内全課（対象42課）に、印刷物や電子媒体を活用した情報発信の際に、男女共同参画の視点からの表現が適正になされているかを調査しました。

平成29年度に印刷物や電子媒体を活用して情報を発信した課は41課で、全体の97.6%でした。

作成時に留意している男女共同参画の視点としては、下表のとおりとなっています。

Q1 平成29年度中に印刷物や電子媒体を活用して情報を発信したことがありますか？

ある	41課(97.6%)
ない	1課(2.4%)

■男女いずれかに偏った表現

Q2 男女双方を対象としているにもかかわらず、いずれかの性別のみが対象であるかのような印象を与えないようにしていますか？

A 十分できている	38課(92.7%)
B 概ねできている	3課(7.3%)
C できている面もあるが不十分である	—
D (あまり)できていない	—

■性別によるイメージを固定化した表現

Q3 男女の役割分担意識や職業などのイメージを強調したり、個性を性別と連動させた表現を使用しないようにしていますか？

A 十分できている	37課(90.2%)
B 概ねできている	4課(9.8%)
C できている面もあるが不十分である	—
D (あまり)できていない	—

■男女が対等な関係となっていない表現

Q4 男女のいずれかが中心的、もう一方が補助的・従属的な存在と決めつけた表現や、性別による能力や適性の優劣があるかのような表現を使用しないようにしていますか？

A 十分できている	38課(92.7%)
B 概ねできている	3課(7.3%)
C できている面もあるが不十分である	—
D (あまり)できていない	—

■男女で異なった表現

Q5 男女で異なる表現を使用しないで、公平性、中立性を欠かさないようにしていますか？

A 十分できている	38課(92.7%)
B 概ねできている	3課(7.3%)
C できている面もあるが不十分である	—
D (あまり)できていない	—

■人目を引くための手段として使う表現

Q6 伝えたい内容と無関係に、いずれかの性別の外見や、性的側面を強調した表現を使用しないようにしていますか？

A 十分できている	38課(92.7%)
B 概ねできている	3課(7.3%)
C できている面もあるが不十分である	—
D (あまり)できていない	—

部名	課名	回答	Q1 情報発信の有無		Q2	Q3	Q4	Q5	Q6
			ある	ない					
企画財政部	企画政策課	○	○		A	A	A	A	A
	財政課	○	○		A	A	A	A	A
	広報秘書課	○	○		A	A	A	A	A
	情報システム課	○	○		A	A	A	A	A
総務部	総務課	○	○		A	A	A	A	A
	職員課	○	○		A	A	A	A	A
	管財課	○	○		A	A	A	A	A
	地域安全課	○	○		A	A	A	A	A
市民部	市民課	○	○		A	A	A	A	A
	コミュニティ文化課	○	○		A	A	A	A	A
	経済課	○	○		A	A	A	A	A
	保険年金課	○	○		A	B	A	A	A
	市民税課	○	○		A	A	A	A	A
	資産税課	○	○		A	A	A	A	A
	納税課	○	○		A	A	A	A	A
環境部	環境政策課	○	○		A	A	A	A	A
	ごみ対策課	○	○		B	B	B	B	B
	下水道課	○	○		A	A	A	A	A
福祉保健部	地域福祉課	○	○		B	B	B	B	B
	自立生活支援課	○	○		A	A	A	A	A
	介護福祉課	○	○		A	A	A	A	A
	健康課	○	○		A	A	A	A	A
子ども家庭部	子育て支援課	○	○		B	B	B	B	B
	保育課	○	○		A	A	A	A	A
	児童青少年課	○	○		A	A	A	A	A
都市整備部	都市計画課	○	○		A	A	A	A	A
	道路管理課	○	○		A	A	A	A	A
	建築営繕課	○		○					
	交通対策課	○	○		A	A	A	A	A
	まちづくり推進課	○	○		A	A	A	A	A
	区画整理課	○	○		A	A	A	A	A
会計課	○	○		A	A	A	A	A	
議会事務局	○	○		A	A	A	A	A	
選挙管理委員会	○	○		A	A	A	A	A	
監査委員事務局	○	○		A	A	A	A	A	
農業委員会	○	○		A	A	A	A	A	
学校教育部	庶務課	○	○		A	A	A	A	A
	学務課	○	○		A	A	A	A	A
	指導室	○	○		A	A	A	A	A
生涯学習部	生涯学習課	○	○		A	A	A	A	A
	図書館	○	○		A	A	A	A	A
	公民館	○	○		A	A	A	A	A

発行 小金井市
企画財政部企画政策課男女共同参画室
〒184-8504 小金井市本町六丁目 6 番 3 号
電話 042-387-9853 FAX 042-387-1224
E-mail s010303@koganei-shi.jp